柿原小学校プール改修工事

図面番号	図　　面　　名	図面番号	図　　面　　名	図面番号	図　　面　　名
A-00	表紙・図面目録	A-04	改修後配置兼平面図	A-15	日除け詳細図
共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	A-05	立面図	A-16	２５Ｍプール平面図・展開図
共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	A-06	屋根伏図・天井伏図	A-17	７Ｍプール平面図・展開図・詳細図
共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	A-07	付属棟　断面詳細図		
共-07	営繕工事共通仕様書(7)	A-08	改修前平面詳細図	E-01	電気設備工事　特記仕様書
改特-01・02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	A-09	改修後平面詳細図	E-02	電気設備　平面図
改特-03・04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	A-10	展開図　女子更衣室	P-01	衛生設備　ﾘﾓﾃﾞﾙ工法要領書・器具表
改特-05・06	建築改修工事特記仕様書(5)(6)	A-11	展開図　男子更衣室	P-02	衛生設備　改修前平面詳細図
A-01	附近見取図・全体配置図	A-12	建具表	P-03	衛生設備　改修後平面詳細図
A-02	仕上表・参考工程表	A-13	プールサイド断面詳細図１		
A-03	改修前配置兼平面図	A-14	プールサイド断面詳細図２		

営繕工事共通仕様書

Ⅰ．工事概要

1.　工事名称

柿原小学校プール改修工事

2.　工事場所

阿波市吉野町柿原　柿原小学校

3.　建物概要

建物名称	柿原小学校　プール
構造・規模	(付属棟)RC 造　地上1 階
敷地面積	ー(m2)
延床面積	75.0(m2)
消防法施行例別表第1の区分	7項

4.　工事種目

種目	工事概要
プール本体	FRPプール接合部等補修、ライン・レースライン塗装、表示プレート取付　ほか
プールサイド	塗床やりかえ　ほか
付属棟	屋上防水改修、内部(更衣室)仕上げ改修、照明器具改修、トイレ洋式化　ほか

5.　猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を見込んでいない。

①　観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_　　地点

②　気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_　　0　　地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

③　作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

6.　その他

Ⅱ．営繕工事共通仕様書

1.　適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

・　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　令和7年版（以下「標仕」という。）
・　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和7年版
・　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和7年版
・　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　令和7年版（以下「改標仕」という。）
・　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和7年版
・　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和7年版
・　木造建築工事標準仕様書　令和7年版
・　建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説　令和5年版
・　建築工事標準詳細図　令和4年版（以下「標準図」という。）
・　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　令和7年版
・　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　令和7年版
・　敷地調査共通仕様書　令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

・　建築工事監理指針　令和7年版（以下「監理指針」という。）
・　建築改修工事監理指針　令和7年版
・　電気設備工事監理指針　令和7年版
・　機械設備工事監理指針　令和7年版

2.　優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

①　質問回答書（②から⑤に対するもの）
②　補足説明書
③　特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
④　図面
⑤　公共建築工事標準仕様書等

3.　工事実績データの登録

①　受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

②　受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4.　工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5.　工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6.　施工計画書等

①　施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
②　上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
③　施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7.　下請負人の選定

①　受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、阿波市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、阿波市内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、阿波市内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
②　受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。
③　受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8.　施工体制台帳及び施工体系図

①　施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

②　施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③　警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④　運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤　施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥　再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9.　電気保安技術者等

①　電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
②　工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10.　施工中の安全確保

①　工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
②　工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
③　工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
④　工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。
⑤　受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
⑥　地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
⑦　受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
⑧　受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
⑨　受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
⑩　受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
⑪　受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
⑫　休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
⑬　受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
⑭　受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑮　仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑯　上下作業や直下階の施設を利用しながら直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
⑰　受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
⑱　作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
⑲　既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
⑳　事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
㉑　給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
㉒　受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11．撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12．交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13．発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与　（ あり ・ なし ）

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、次の者が行うこと。
（1）建築物：建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者（※）
（2）工作物：下表のとおり

対象となる工作物		事前調査を実施することができる者（下記のいずれか）
・反応槽 ・加熱炉 ・ボイラー及び圧力容器 ・変電設備 ・配電設備 ・配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	・焼却設備 ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ・送電設備（ケーブルを含む。）	・工作物石綿事前調査者
・トンネルの天井板 ・プラットホームの上家 ・遮音壁 ・観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ・軽量盛土保護パネル ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	・工作物石綿事前調査者 ・建築物石綿含有建材調査者（特定、一般） ・これと同等の能力を有する者（※）
・上記以外の工作物（塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。）		

※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
・調査結果は3年間保存すること。
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコブリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
5) 受注者は、工事完了後速やかにコブリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。

6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
7) 受注者は、コブリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
（1） 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
（2） 他の建設現場で利用する場合
（3） ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14．材料・製品等

① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

③ 阿波市産木材の原則使用

1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として阿波市産木材の使用に努め、使用できない場合は、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
2) 受注者は、阿波市内産木材又は県産木材を使用する場合は、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない。

④ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑤ 阿波市内産資材の原則使用

1) 受注者は、建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として阿波市内産資材の使用に努め、使用できない場合は県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

阿波市内産資材（次のいずれかに該当するもの）　※県内産資材については【】内の記載内容を読み替えるものとする。
・材料の主な部分に阿波市内産出【県内産出】の原材料を使用している製品
・阿波市内【徳島県内】の工場で加工、製造された製品
（注）・部材、部品が阿波市外製品【県外製品】であっても、阿波市内の工場【県内の工場】で加工、製造した製品（二次製品）であれば阿波市内産資材【県内産資材】として取り扱う。
・阿波市内企業が市外【県内企業が県外】に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も阿波市内産資材【県内産資材】として取り扱う。
・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑥ 阿波市内企業調達建材等の優先使用

受注者は、阿波市内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「阿波市内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めるものとし、使用できない場合は、県内に主たる営業所を有する者から調達した資材（以下、「県内企業調達資材等」という。）を優先して使用するよう努めるものとする。

⑦ 阿波市内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、阿波市内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用するものとし、使用できない場合は、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を使用しなければならない。

⑧ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑨ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15．化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

③ 接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16．施工

① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。

⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17．建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

機　　種		備　　考
・バックホウ ・ホイルローダ ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ラフテレーンクレーン	・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機　　種		
・ブルドーザー ・バックホウ（※） ・ドラグライン、クラムシェル ・トラクターショベル ・パイブロハンマー（※） ・アースオーガー ・オイルケーシング掘削機 ・アースドリル	・さく岩機（コンクリートブレーカー） ・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー ・コンクリートポンプ（車） ・コンクリート圧砕機 ・アスファルトフィニッシャー ・コンクリートカッター ・空気圧縮機 ・発動発電機	・クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン ・油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機 （※）印の機械は低振動基準有

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18．遠隔臨場の試行

① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19．工事看板等

① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、阿波市産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努め、使用できない場合は、県産木材を用いた木製品を優先して使用するように努めるものとする。

③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
・当初請負金額が200万円未満の工事

20．仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。

② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21．設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22．工事検査及び技術検査

① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	―	1回
3千万円以上5千万円未満	―	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23．完成図等

① 電子納品： 対象外

② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
・工事写真（写真台帳1部・電子データ1部）
・使用材料一覧表（提出方法は監督員の指示による）
・保全に関する資料
・その他監督員が指示する図書（必要部数）

④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及オリジナル形式をCD-R等に保存する。（市の標準CADソフトであるJW_cadで開いた際に文字化け等の不具合が生じないことを確認すること。）

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24．デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25．火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事　・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26．公共事業労務費調査

① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27．暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害を受けた場合には、阿波市が定める「暴力団等による建設工事への不当介入対応マニュアル」により対応しなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

29 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

① 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

② 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	仕様・規格

③　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ﾌｧｸｼﾐﾘ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

(1)調達検討資材の代替資材を調達した場合
(2)調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
(3)調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

④　受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

Ⅲ．建築改修工事特記仕様書
1章　　改修一般共通事項

1.　施工条件

施工条件は次による。

① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。

② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。

③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2.　重要備品等

① 工事に影響のある範囲内の重要備品等（　　有　・　無　）

備品等名称　　：

保管場所　　：

注意事項　　：

② 工事範囲（仮設工事の範囲を含む。）について、防災無線システムを構成する備品（屋上のアンテナ等）の有無を図面及び現地で確認し、当該備品がある場合は、養生や移設の方法等について監督員と協議すること。

3.　施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は　　1　　週間とする。切り回し時期については、協議による。

4.　交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に　　30　日間配置すること。

① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が

（　義務付けられている　・　義務付けられていない　）

② 警備員は、延　30　人　（昼　30　人、夜　　人：うち検定合格警備員　　人）を見込んでいる。

③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。

④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。

⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5.　産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 （処分区分）	優良	所在地 処分地	運搬距離 （km）	処分費 （税抜、円）	単位
コンクリート （無筋）	阿波舗道(株) （中間処分）		吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	10	800	t
木くず	(有)香美興業		阿波市市場町香美字西野神110-1 阿波市市場町香美字西原259-1	8.6	17,000	t
廃ﾌﾟﾗ	徳島ﾘｻｲｸﾙ工業(株)	○	阿波市阿波町五明141-1 脇町字西赤谷2351	18.8	17,000	㎥
ｶﾞﾗｽ	徳島ﾘｻｲｸﾙ工業(株)	○	阿波市阿波町五明141-1 脇町字西赤谷2351	18.8	8,000	t
金属くず	(株)丸八木村商店	○	吉野川市鴨島町鴨島652-1 阿波市土成町宮川内字下山田20	5.1	0	t

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。

・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。

・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6.　室内空気中の化学物質の濃度測定

① 測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。

② 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。

学　　校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン

学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン

③ 採取器具は受注者にて用意すること。

④ 測定箇所

測　定　対　象　室	測定箇所数
男子更衣室	1
女子更衣室	1

⑤ 測定は、次のいずれかにより行う。

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年　国土交通省告示第 1347号）第56-3(3)「ロ　測定の方法」において定められた方法

・パッシブ型採取機器を用いる方法

パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。

1) 30分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。

2) 5時間閉鎖

1）の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。

3) 測定

イ.　2）の状態のままで測定する。

ロ.　測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

ハ.　測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

※ 1)、2)、3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

4) 分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

5) 測定結果の提出

測定後、測定結果を監督員に提出すること。

⑥ 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。

なお、原則として指針値以下であることが確認できるまで、当該室の使用はできないものとする。

7.　技能士の適用

① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。

③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。

⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技　能　検　定　作　業
仮設	とび	・　とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・　鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・　コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・　型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・　構造物鉄工作業
防水	防水施工	・　アスファルト防水工事作業 ・　ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・　アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・　合成ゴム系シート防水工事作業 ・　塩化ビニル系シート防水工事作業 ・　セメント系防水工事作業 ・　シーリング防水工事作業 ・　改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・　改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業 ・　FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・　タイル張り作業
木	建築大工	・　大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・　内外装板金作業
	かわらぶき	・　かわらぶき作業
金属	建築板金	・　内外装板金作業
左官	左官	・　左官作業
建具	建具製作	・　木製建具手加工作業 ・　木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・　ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・　ガラス工事作業
塗装	塗装	・　建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・　プラスチック系床仕上げ工事作業 ・　カーペット系床仕上げ工事作業 ・　鋼製下地工事作業 ・　ボード仕上げ工事作業 ・　カーテン工事作業 ・　木質系床仕上げ工事作業
	表装	・　表具作業　　・　壁装作業
配管	配管	・　建築配管作業
植栽	造園	・　造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・　冷凍空気調和機器施工作業

2章　　改修仮設工事

1.　敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2.　足場等

①　仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

1）労働安全衛生法に基づく構造規格

2）（一社）仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

②　労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

③　労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④　外部足場（図示の通り）

・壁つなぎ間隔（水平方向: 8 m以下、鉛直方向: 9 m以下）

・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」（改標仕2.2.1）の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の（1）手すり据置き方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、（2）手すり先行専用足場方式により行うことができる。

⑤　内部足場（脚立足場）

・壁つなぎ間隔（水平方向:　m以下、鉛直方向:　m以下）

⑥　仮囲い（図示の通り）

⑦　ゲート（　　有　・　無　）（図示の通り）

⑧　材料、撤去材等の運搬方法は、（　　A種　・　B種　・　C種　・　D種　・　E種　）

⑨　足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

⑩　足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

⑪　受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

⑫　石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第 21号）を遵守し作業を行うこと。

⑬　その他

3.　監督員事務所

①　監督員事務所は（　　設ける　（面積　　m2程度）・　設けない　）

②　監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。

1）机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計

2）ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯

3）請負加入電話の子機

4）衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具

5）ファクシミリ他

6）インターネット回線（光回線、Wi-Fi等）

4.　工事用用水、電力等

①　既存電力利用（　出来る　・　出来ない　）、電力料金（　有償　・　無償　）ただし、施設管理者と協議すること。

②　既存用水利用（　出来る　・　出来ない　）、電力料金（　有償　・　無償　）ただし、施設管理者と協議すること。

5.　工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

①　同用地は、（　図示の場所に　・　用意していないので業者にて　）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

②　借地借家料　　円

3章　　防水改修工事

1.　一般事項

①　保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。

②　降雨等に対する養生方法は、（ 上屋シート養生　・　下階天井養生　・　その他（　　）　）　とする。

2.　改修工法の種類及び工程

工 法 ＼ 工 程	S4S工法	工 法	工 法
施工箇所	管理棟屋上		
1　既存保護層(立上り部等)撤去等	無		
2　既存保護層(平場)撤去等	無		
3　既存断熱層撤去等	無		
4　既存防水層(立上り部等)撤去等	無(一部損傷部有)		
5　既存防水層(平場)撤去等	無(一部損傷部有)		
6　既存下地の処理	有(高圧水洗浄)		
7　防水層の新設	有(高圧水洗浄)		
8　断熱材の新設	無		
9　保護層の新設	無		

3.　既存下地の補修材料

①　アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。

②　端部押さえ金物は、メーカー仕様とする。

③　ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

4.　ルーフドレン回りの処理

ルーフドレンの端部から（　　500mm　・　300mm　）の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。

5.　既存下地の補修及び処理

補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。

6.　合成高分子系ルーフィングシート防水

①　合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。

工　法	種　別	シート 種　類	シート 厚　さ	断熱材 種　類	断熱材 厚　さ	施工箇所	備　　考
P0S S4S	S-F1		mm		mm		
	S-F2		mm		mm		
	S-M1		mm		mm		
	S-M2	塩化ビニール樹脂系	1.5　mm		mm	管理棟屋上 平場・立上り	高圧水洗浄
S3S	S-F1		mm		mm		
	S-F2		mm		mm		
M4S	S-M1		mm		mm		
	S-M2		mm		mm		
P0SI S4SI	SI-F1		mm		mm		
	SI-F2		mm		mm		
	SI-M1		mm		mm		
	SI-M2		mm		mm		
S3SI	SI-F1		mm		mm		
	SI-F2		mm		mm		
M4SI	SI-M1		mm		mm		
	SI-M2		mm		mm		
P1S	S-C1		mm		mm		

②　仕上げ塗料の種類（　　）、使用量（　　）

③　機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

④　建築基準法に基づき定められた区分等

基準風速Vo=（　36　）m/s　地表面粗度区分（　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ　）

⑤　絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質は、ルーフィングシート製造所の仕様による。

⑥　プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。

⑦　固定金具　材質（　　塩化ビニル被覆鋼板　　）、形状寸法（　　製造所仕様による　　）

※住ﾍﾞｼｰﾄ防水(株)　ｻﾝﾛｲﾄﾞDN防水ｼｽﾃﾑ　同等以上

区　分		S(SI)-F1	S(SI)-F2	S(SI)-M1	S(SI)-M2	S-C1
下地処理		標仕9.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁テープ張り				
平場接着法		接着剤塗布		固定金具		接着剤
断熱材（断熱工法）		下地に断熱材を隙間無く張付、 ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける		下地に断熱材を隙間無く敷詰め固定する		
増張	立上り部等出隅入隅部	ルーフィングシート張付けに先立ち200mm角程度の補強張り用シートを増し張り	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F1と同じ	S-F2と同じ	ルーフィングシート張付けに先立ち、成形役物又は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける
増張	ルーフドレン、配管等と防水下地材との取合い部	シート張付けに先立ち次の処理をする。 ・ルーフドレン廻りは幅150mm程度の増張り用シートをドレンと下地に割り振り張付ける。 ・配管回りは幅80mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張掛け、張付ける。		S-F1と同じ		シート張付けに先立ち次の処理をする。 ・排水器具回りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に割り振り、排水器具のつばには増張り用シートを100mm程度張り掛け、張り付ける。 ・配管回りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に張り付け後幅80mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張り掛け、張り付ける。
重部	平場	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上
重部	立上りと平場	150mm以上	40mm以上	150mm以上	40mm以上	100mm以上
重部	接合部	接　着　剤		熱融着又は溶剤溶着		接着剤
重部	接合端部	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール	接着剤
立上り・立下り部の末端部処理		端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、 末端部は押さえ金物で固定し、 シール材を充填する。				ポリマーセメントモルタルを覆い被せる

例外適用及び上表以外の事項については、改標仕3.5.4による。

⑧　特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。

⑨　脱気装置の仕様：

⑩　ルーフドレンの材質規格：　塩ビ製蛇腹付き改修用ドレン

7.　シーリング

①　シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。

②　プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。

③　監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。

④　シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（　　行う　・　行わない　）。

⑤　外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（　簡易接着性試験　・　引張接着性試験　）を行う。
ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

⑥　種類及び施工箇所

記　号	材　質	既　存	施工箇所	改修工法	目地寸法	接着性試験
SR-1	1成分シリコーン系	SR-1	ﾌﾟｰﾙ壁面接合部	再充填	5×5	
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン	MS-2	ﾌﾟｰﾙ周囲・ｼｬﾜｰﾕﾆｯﾄ周囲・土間伸縮目地	再充填	20×10	○
			下足入周囲	再充填	10×10	
			ｼｰﾄ防水端末	再充填	15×10･10×10	○
PU-2	ポリウレタン系					

8.　防水保証

①　防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（　3　・　5　・　7　・　10　）年間の防水工事性能保証書を提出すること。

4章　　建具改修工事

1.　一般事項

①　外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。

②　建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。

③　外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。

④　施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。

⑤　防犯建物部品の適用は、建具表による。

⑥　防火戸の指定は建具表による。

⑦　建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2.　改修工法等

区　分	かぶせ工法	撤去工法
撤去の範囲		図示
既製建具の種類		トイレブース
新設建具の種類		トイレブース
開口の開け方		図示
建具周囲の補修工法及び範囲		床、壁タイル補修
シーリングの種類		MS-2

3.　トイレブース

表面材の種類	脚　部	ドアエッジ	
	形　状	形　状	材　質
メラミン樹脂化粧板	脚金物	アール	アルミ

4.　トップライト

①　三洋工業　ｻﾝﾄｯﾌﾟﾄﾞｰﾑB型用ﾎﾟﾘｶｰﾎﾞﾈｰﾄ樹脂（角型）B-600PC　同等以上

②　三洋工業　M8×40 W.P.N SUSコンプリフォーム10×20　同等以上

5章　　内外装改修工事

1.　一般事項

①　工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

②　各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2.　撤去並びに下地補修
各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

①　床改修
既設床仕上げの除去　改標仕6.2.2(1)参照

種　類	撤去工法	撤去範囲	備　考
ビニール床シート	改標仕6.2.2(1)(ア)による	図　示	
合成樹脂塗床	機械的除去工法・目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同　上	
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同　上	

コンクリート又はモルタル面の下地処理　改標仕6.2.2(2)参照

下地の状況	下地処理方法	備　考　欄
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、 カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修

・改修後の床の清掃範囲は図示する。

3.　仕上塗材仕上げ内壁改修工事

①　仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。

種　類		既存塗膜の除去 及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	上塗材	備考
複層 仕上塗材 JIS A 6909	複層塗材CE							
	可とう形 複層塗材CE							
	複層塗材E	水拭き・ｹﾚﾝ・清掃	ｺﾝｸﾘｰﾄ面	C-2	ゆず肌	ﾛｰﾗｰ塗	水系ｱｸﾘﾙ樹脂	
	複層塗材Si							
	複層塗材RE							
	防水形 複層塗材CE							
	防水形 複層塗材E							
	防水形 複層塗材RE							

4.　床点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
ｽﾃﾝﾚｽ製	450角	一般形	屋内外用		
		充填用	把手ﾛｯｸ式		

ｶﾈｿｳ(株)　MSXS-M450同等以上

5.　ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り（JIS A 5705)、及びゴム床タイル張り

材質	施工箇所	種類の記号	寸法	厚さ	色柄	接着剤	接合部の処理	備考
防滑性ビニル床シート	更衣室床	FS	幅1,820×10m	2.9mm	標準色	ｴﾎﾟｷｼ	溶接継ぎ	ﾀｷｽﾄﾛﾝMT程度

①　ビニル幅木：　材質（　軟質　・　硬質　）、　高さ（　60　・　70　・　80　）、　厚さ（　　）

②　モルタル塗り下地、セルフレベリング材塗り下地及び木下地以外の下地（　あり（工法：　　）・　なし　）

③　視覚障害者用床タイル：　種類・色（　　）、　形状・寸法（　　）

6.　塗床

材質	施工箇所	備　考
水性型無機系遮熱床塗料	ﾌﾟｰﾙｻｲﾄﾞ・通路	ｴｰﾋﾞｰｼｰ商会　ｽﾄﾘｰﾄｶﾗｰNS遮熱ﾀｲﾌﾟ　同等以上

7.　モルタル塗り

施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備　考
タイル下地	木ごて	ｾﾒﾝﾄ系目地材	有	

①　モルタルは（　現場調合材料　・　既調合材料　）とする。

②　現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。目地の位置及び寸法は図示による。

③　防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。

④　総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

8.　セメントモルタルによるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類）	うわぐすり (施ゆう・無ゆう)	役物 (有・無)	色 (標準・特注)	再生材の 適用	耐凍害性 (有・無)	耐滑り性 (有・無)	下地処理	備考
トイレ床	50角	Ⅰ類	無ゆう	無	標準					

①　壁タイル張り工法　（　　）

②　標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

③　タイルの製造所：　原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。

④　見本焼きを（　行う　・　行わない　）。

⑤　試験張りを（　行う　・　行わない　）。

⑥　既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。

⑦　保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

⑧　引張接着試験を（　行う　・　行わない　）。

9.　有機系接着剤によるタイル張り

施工箇所	形状/寸法（mm）	吸水率による区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類）	うわぐすり（施ゆう・無ゆう）	役物（有・無）	色（標準・特注）	再生材の適用	耐凍害性（有・無）	耐滑り性（有・無）	接着剤種類	下地処理	備考
通路腰壁	既存に合わす	Ⅰ類	施ゆう	無	標準						
通路段鼻	既存に合わす	Ⅰ類	無ゆう	有	標準						

① 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
② タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
③ 見本焼きを（　行う　・　行わない　）。
④ 試験張りを（　行う　・　行わない　）。
⑤ 目地詰めを（　行う　・　行わない　）。
⑥ 有機質接着剤　ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

⑦ 引張接着試験を（　行う　・　行わない　）。

10．FRPプール改修

既製FRPプールの改修工事は、FRPメーカー又はプール工事の施工実績を有するものの施工とする。

メーカー：ヤマハ・ニッコン・ナックケイエス・タキロンシーアイ

6章　塗装改修工事

1.　一般事項

① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
③ ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2.　耐候性塗料塗り(DP)

区　分	種　別	下地調整（新規面は素地ごしらえ）	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備　考
鉄鋼面	改標仕表7.8.1	改標仕表7.2.2 RB種	改標仕表7.4.1 Es種	1級	日除け
亜鉛めっき鋼面	改標仕表7.8.2	改標仕表7.2.3 RB種	改標仕表7.4.2 Bz種	1級	日除け

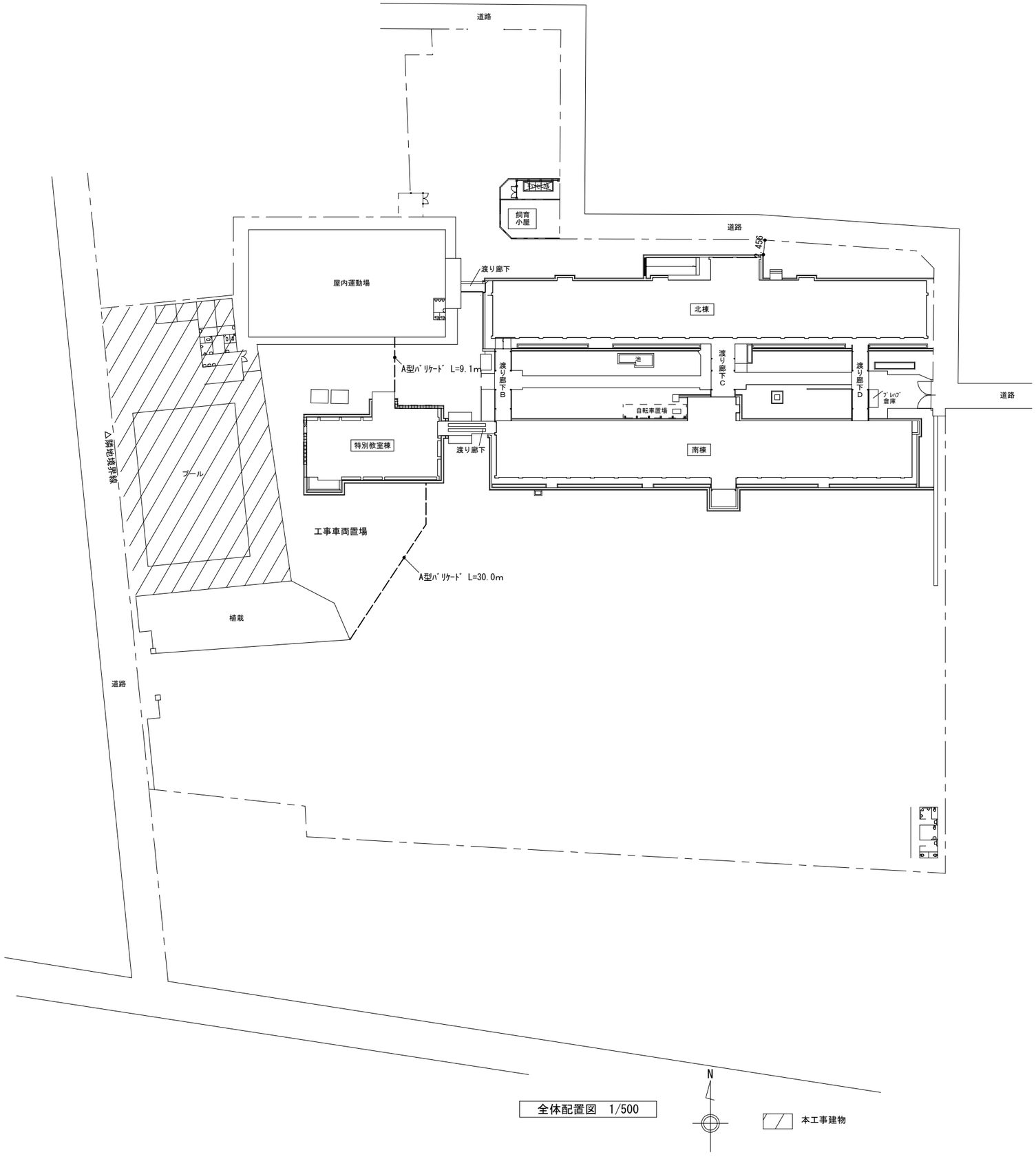

全体配置図　1/500

本工事建物

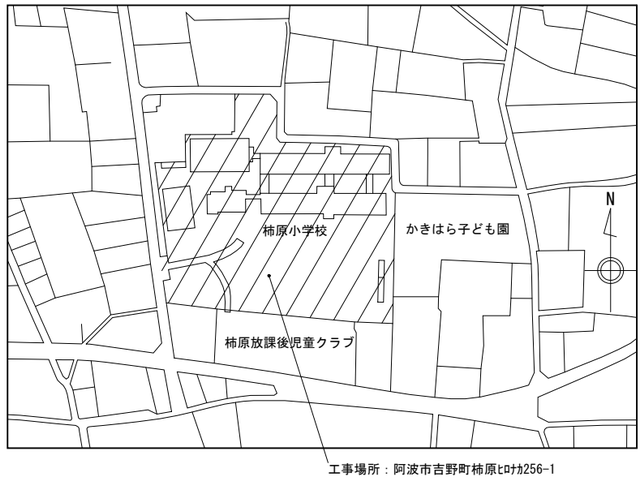

附近見取図

柿原小学校プール改修工事	附近見取図・全体配置図		A2:1/500 A3:1/700
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡　島　　滋　憲	2026,07	A ── 01

外 部 仕 上 表

屋 根	改修前	ｼｰﾄ防水、下地ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ、RD:ﾖｺ型75φ、FRP製ﾄｯﾌﾟﾗｲﾄﾄﾞｰﾑ撤去	よう壁	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上 目地切、一部化粧型枠、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製換気ｽｸﾘｰﾝ
	改修後	既存防水層 高圧水洗浄のうえ ｼｰﾄ防水S-M2 平場・立上り共、ﾎﾟﾘｶｰﾎﾞﾈｰﾄ製ﾄｯﾌﾟﾗｲﾄﾄﾞｰﾑ新設		改修後	既存のまま
軒 裏	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	ﾌﾟｰﾙｻｲﾄﾞ床	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ目地切 ﾇﾘ床、ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ ﾇﾘ床
	改修後	既存のまま		改修後	既存表面研磨処理・高圧水洗浄・ｶﾁｵﾝ系ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ塗りのうえ水性型無機系遮熱床塗料塗り
外 壁	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ、目地ｺｰｷﾝｸﾞ	ﾌﾟｰﾙｻｲﾄﾞ排水溝	改修前	防水ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ
	改修後	既存のまま、一部 高圧水洗浄		改修後	高圧水洗浄
開口部	改修前	ｱﾙﾐｻｯｼ(ｼﾙﾊﾞｰ)、ｱﾙﾐｼｬｯﾀｰ	ﾌｪﾝｽ立上壁 ﾌﾟｰﾙｻｲﾄﾞ・通路腰壁	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ
	改修後	既存のまま、ｼｬｯﾀｰ鍵本体交換(倉庫のみ)		改修後	高圧水洗浄
巾 木	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	ｼｬﾜｰﾕﾆｯﾄ	改修前	既製品
	改修後	既存のまま 一部 高圧水洗浄		改修後	高圧水洗浄
樋	改修前	竪樋:VP管75φVPﾇﾘ	日よけ	改修前	既製品
	改修後	既存のまま		改修後	錆止め塗装+DP塗
通 路	改修前	床:ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ目地切 ﾇﾘ床、壁(塀):ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ目地切 一部100角ﾀｲﾙ貼、段鼻:ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟﾀｲﾙ貼	ﾍﾞﾝﾁ	改修前	既製品
	改修後	床：既存表面研磨処理・高圧水洗浄・ｶﾁｵﾝ系ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ塗りのうえ水性型無機系遮熱床塗料塗り		改修後	撤去

内 部 仕 上 表

室 名		床	巾 木	腰	壁	天 井	天井高	備 考	室 名
廊 下	改修前	長尺ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟｼｰﾄ貼、下地ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	2,400	室名札、ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟﾀｲﾙ	廊 下
	改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E塗替え		既存のまま	
男子便所	改修前	50角ﾀｲﾙ貼	100角ﾀｲﾙ貼	100角ﾀｲﾙ貼	100角ﾀｲﾙ貼	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	2,450	見切:SUS厚2.0加工 洗面器、鏡、化粧棚、便器	男子便所
	改修後	一部50角ﾀｲﾙ補修	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E塗替え		既存のまま	
女子便所	改修前	50角ﾀｲﾙ貼	100角ﾀｲﾙ貼	100角ﾀｲﾙ貼	100角ﾀｲﾙ貼	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	2,450	見切:SUS厚2.0加工 洗面器、鏡、化粧棚、便器	女子便所
	改修後	一部50角ﾀｲﾙ補修	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E塗替え			
男子更衣室	改修前	長尺ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟｼｰﾄ貼、下地ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ、一部100角ﾀｲﾙ貼	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ、一部100角ﾀｲﾙ貼	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ、一部100角ﾀｲﾙ貼	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	2,250 2,400		男子更衣室
	改修後	長尺ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟｼｰﾄ張替え	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E吹替え、ﾛｯｶｰ撤去部 複層塗材E吹付 一部100角ﾀｲﾙ貼部 ﾀｲﾙ清掃	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E吹替え、ﾛｯｶｰ撤去部 複層塗材E吹付 一部100角ﾀｲﾙ貼部 ﾀｲﾙ清掃	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E吹替え、ﾛｯｶｰ撤去部 複層塗材E吹付 一部100角ﾀｲﾙ貼部 ﾀｲﾙ清掃	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E塗替え		既設木製ﾛｯｶｰ撤去	
女子更衣室	改修前	長尺ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟｼｰﾄ貼、下地ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ、一部100角ﾀｲﾙ貼	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ、一部100角ﾀｲﾙ貼	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ、一部100角ﾀｲﾙ貼	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	2,250 2,400		女子更衣室
	改修後	長尺ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟｼｰﾄ張替え	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E吹替え、ﾛｯｶｰ撤去部 複層塗材E吹付 一部100角ﾀｲﾙ貼部 ﾀｲﾙ清掃	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E吹替え、ﾛｯｶｰ撤去部 複層塗材E吹付 一部100角ﾀｲﾙ貼部 ﾀｲﾙ清掃	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E吹替え、ﾛｯｶｰ撤去部 複層塗材E吹付 一部100角ﾀｲﾙ貼部 ﾀｲﾙ清掃	既存吹付ﾀｲﾙ部 複層塗材E塗替え		既設木製ﾛｯｶｰ撤去	
機械室	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ仕上、機械基礎:ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ仕上	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上	3,450	ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟﾀｲﾙ	機械室
	改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		既存のまま	
倉 庫	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ ﾇﾘ床	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ	2,400	ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟﾀｲﾙ、ｽﾁｰﾙ棚	倉 庫
	改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		既存のまま	

参考工程表

工 区	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	備 考
付属棟改修	準 備	内部改修	外部改修				
設備改修		管工事・電気工事					
プール改修							
プールサイド改修				検査・手直し			

柿原小学校プール改修工事		仕上表・参考工程表	
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第87303号 岡 島 滋 憲	2026,7	A ── 02

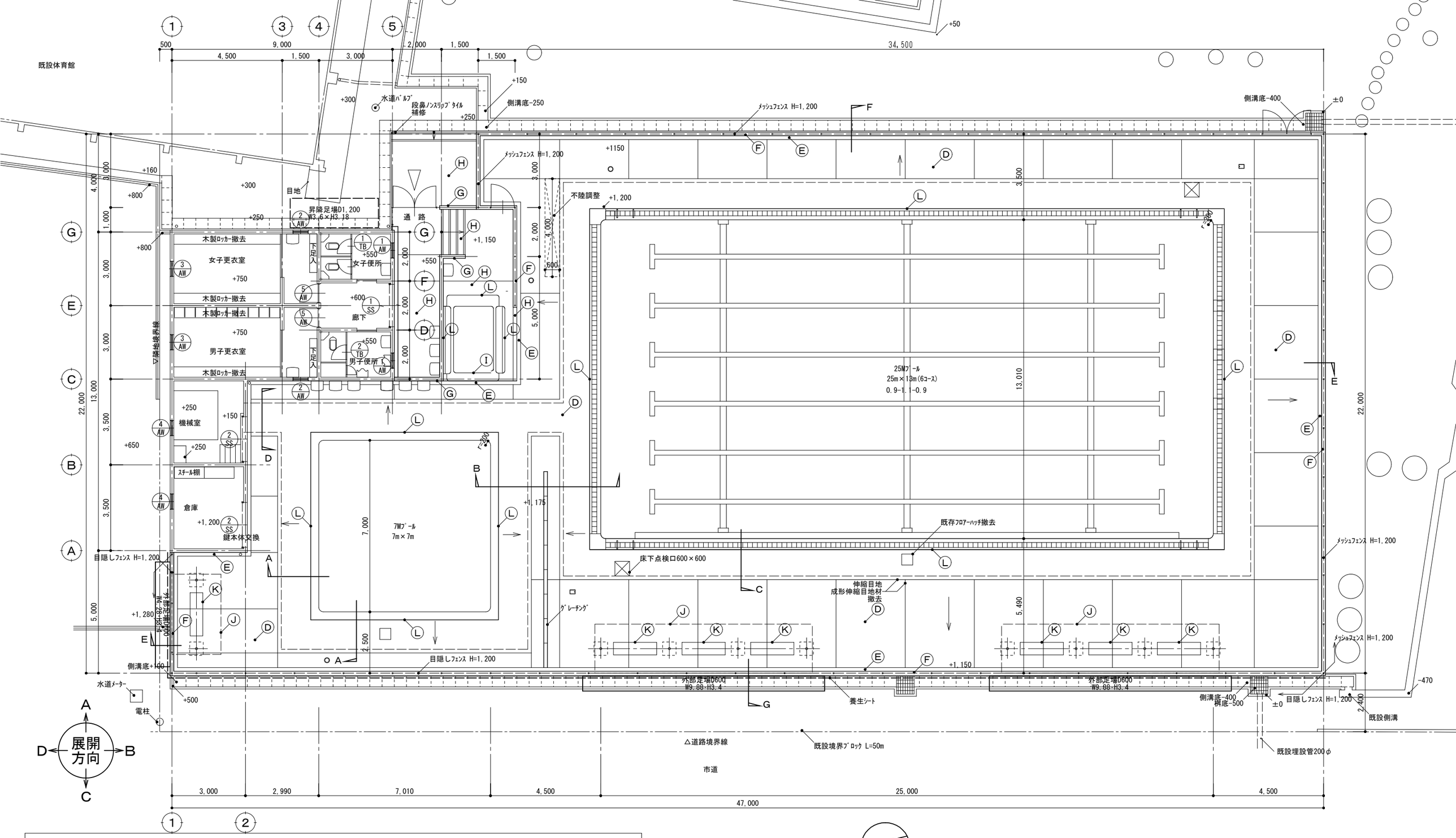

改修前配置兼平面図 1/100

外部仕上表

Ⓐ	屋上	改修前	シート防水、下地コンクリート金コテ、RD:ヨコ型75φ、FRP製トップライト	Ⓖ	腰壁	改修前	コンクリート打放シ吹付タイル・100角タイル張り
		改修後	シート防水(一部撤去)のうえ 高圧水洗浄・シート防水S-M2新設 トップライト・ルーフヤリ替え(ボルト・パッキン共)			改修後	高圧水洗浄
Ⓑ	外壁	改修前	コンクリート打放シ吹付タイル、目地コーキング	Ⓗ	通路床 階段(蹴込共)	改修前	コンクリート金コテ目地切 ヌリ床、階段段鼻:ノンスリップタイル貼
		改修後	プールに面する外壁面のみ高圧水洗浄			改修後	現状表面研磨処理・高圧水洗浄・カチオン系ポリマーセメントモルタル塗りのうえ 水性型無機系遮熱床塗料塗り
Ⓒ	竪樋	改修前	VP管75φVPヌリ	Ⓘ	シャワーユニット	改修前	FRP製既製品
		改修後	既存のまま			改修後	高圧水洗浄
Ⓓ	プールサイド床	改修前	コンクリート金コテ目地切 ヌリ床	Ⓙ	日除け	改修前	既製品(ヨド自転車置場)
		改修後	現状表面研磨処理・高圧水洗浄・カチオン系ポリマーセメントモルタル塗りのうえ 水性型無機系遮熱床塗料塗り			改修後	錆止め塗装・DP塗
Ⓔ	プールサイド排水溝	改修前	防水モルタル金コテ	Ⓚ	ベンチ	改修前	FRP製既製品
		改修後	高圧水洗浄			改修後	撤去
Ⓕ	フェンス基礎 立上り・笠木	**改修前**	防水モルタル金コテ	Ⓛ	プール・シャワーユニット周り シーリング	改修前	撤去
		改修後	高圧水洗浄			改修後	シーリングMS-2 20×10

附属棟床面積 :9.0×6.0+3.0×7.0 ＝ 75.0㎡

本プール :25.0×13.01-0.2×0.2×4+0.2×0.2×3.14＝325.2156㎡

サブプール:7.0×7.01-0.2×0.2×4+0.2×0.2×3.14 ＝ 49.0356㎡

柿原小学校プール改修工事	改修前配置兼平面図		A2:1/100 A3:1/141
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第87303号 岡島 滋憲	2026,07	A — 03

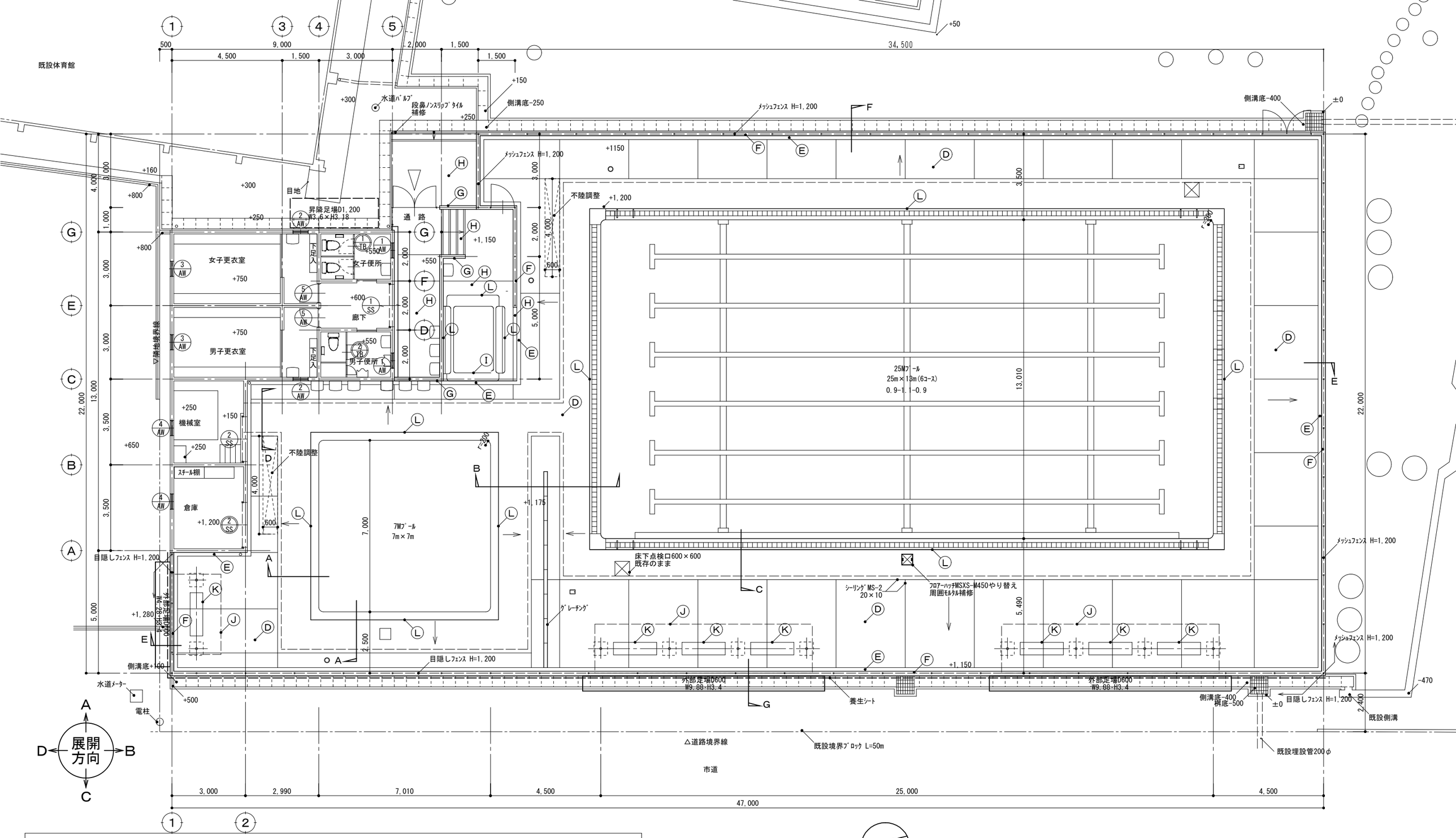

外部仕上表

Ⓐ	屋上	改修前	シート防水、下地コンクリート金コテ、RD:ヨコ型75φ、FRP製トップライト
		改修後	シート防水(一部撤去)のうえ 高圧水洗浄・シート防水S-M2新設 トップライト・ルやり替え(ボルト・パッキン共)
Ⓑ	外壁	改修前	コンクリート打放シ吹付タイル、目地コーキング
		改修後	プールに面する外壁面のみ高圧水洗浄
Ⓒ	竪樋	改修前	VP管75φVPヌリ
		改修後	既存のまま
Ⓓ	プールサイド床	改修前	コンクリート金コテ目地切 ヌリ床
		改修後	現状表面研磨処理・高圧水洗浄・カチオン系ポリマーセメントモルタル塗りのうえ 水性型無機系遮熱床塗料塗り
Ⓔ	プールサイド排水溝	改修前	防水モルタル金コテ
		改修後	高圧水洗浄
Ⓕ	フェンス基礎 立上り・笠木	改修前	防水モルタル金コテ
		改修後	高圧水洗浄
Ⓖ	腰壁	改修前	コンクリート打放シ吹付タイル・100角タイル張り
		改修後	高圧水洗浄
Ⓗ	通路床 階段(蹴込共)	改修前	コンクリート金コテ目地切 ヌリ床、階段段鼻:ノンスリップタイル貼
		改修後	現状表面研磨処理・高圧水洗浄・カチオン系ポリマーセメントモルタル塗りのうえ 水性型無機系遮熱床塗料塗り
Ⓘ	シャワーユニット	改修前	FRP製既製品
		改修後	高圧水洗浄
Ⓙ	日除け	改修前	既製品(ヨドバ自転車置場)
		改修後	錆止め塗装・DP塗
Ⓚ	ベンチ	改修前	FRP製既製品
		改修後	撤去
Ⓛ	プール・ シャワーユニット周り シーリング	改修前	撤去
		改修後	シーリング MS-2 20×10

改修後配置兼平面図 1/100

附属棟床面積 :9.0×6.0+3.0×7.0 ＝ 75.0㎡
本プール :25.0×13.01-0.2×0.2×4+0.2×0.2×3.14＝325.2156㎡
サブプール:7.0×7.01-0.2×0.2×4+0.2×0.2×3.14 ＝ 49.0356㎡

柿原小学校プール改修工事		改修後配置兼平面図	A2:1/100 A3:1/141
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第87303号 岡島 滋憲	2026.07	A — 04

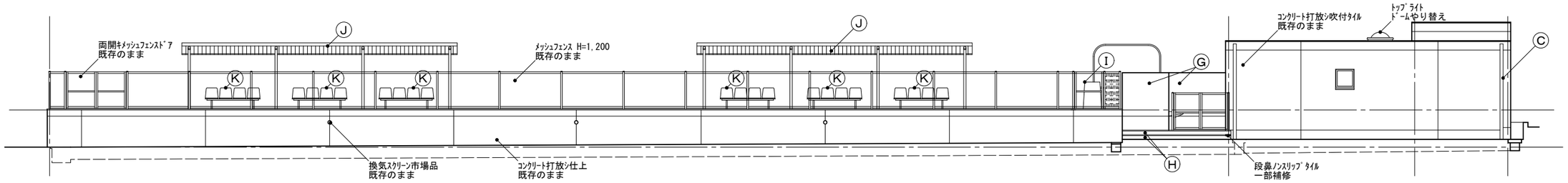

東立面

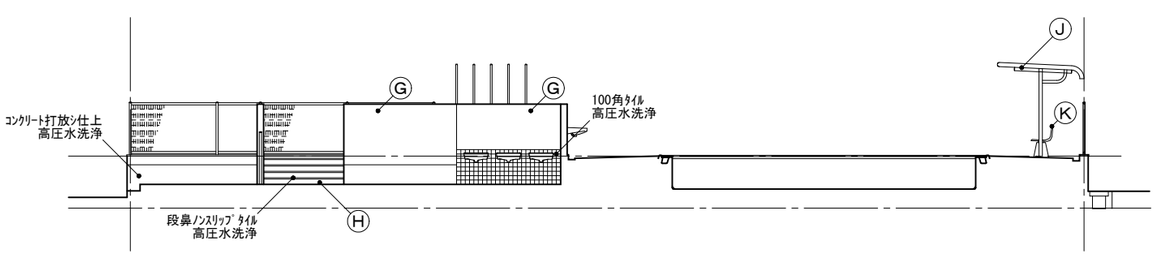

通　路

北立面

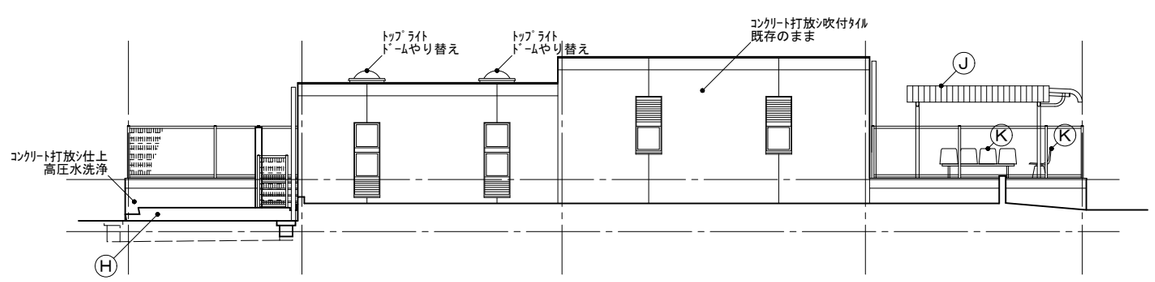

北立面

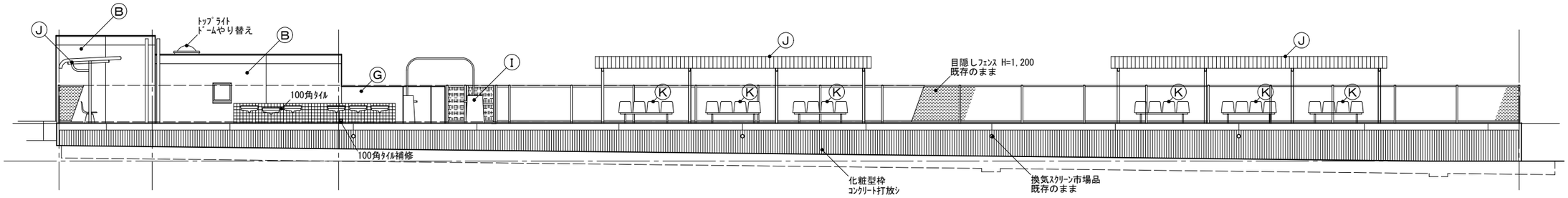

西立面

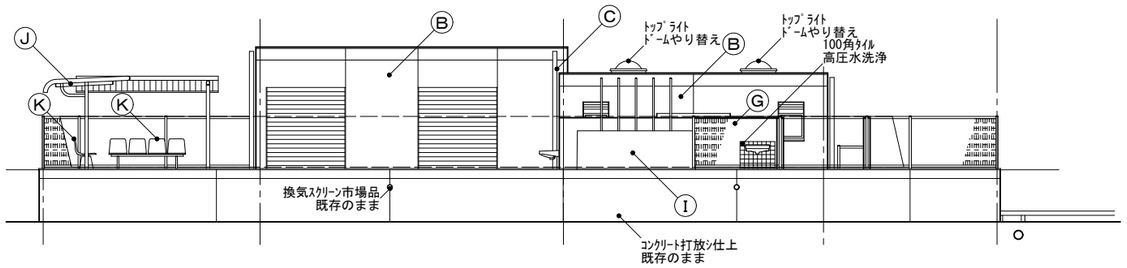

南立面

外部仕上表

Ⓐ	屋　上	改修前	シート防水、下地コンクリート金コテ、RD:ヨコ型75φ、FRP製トップライト	Ⓖ	腰　壁	改修前	コンクリート打放シ吹付タイル・100角タイル張り
		改修後	シート防水(一部撤去)のうえ 高圧水洗浄・シート防水S-M2新設 トップライトドームやり替え(ボルト・パッキン共)			改修後	高圧水洗浄
Ⓑ	外　壁	改修前	コンクリート打放シ吹付タイル、目地コーキング	Ⓗ	通路床 階段(蹴込共)	改修前	コンクリート金コテ目地切 ヌリ床、階段段鼻:ノンスリップタイル貼
		改修後	プールに面する外壁面のみ高圧水洗浄			改修後	現状表面研磨処理・高圧水洗浄・カチオン系ポリマーセメントモルタル塗りのうえ 水性型無機系遮熱床塗料塗り
Ⓒ	竪　樋	改修前	VP管75φVPヌリ	Ⓘ	シャワーユニット	改修前	FRP製既製品
		改修後	既存のまま			改修後	高圧水洗浄
Ⓓ	プールサイド床	改修前	コンクリート金コテ目地切 ヌリ床	Ⓙ	日除け	改修前	既製品(ヨドー自転車置場)
		改修後	現状表面研磨処理・高圧水洗浄・カチオン系ポリマーセメントモルタル塗りのうえ 水性型無機系遮熱床塗料塗り			改修後	錆止め塗装・DP塗
Ⓔ	プールサイド排水溝	改修前	防水モルタル金コテ	Ⓚ	ベンチ	改修前	FRP製既製品
		改修後	高圧水洗浄			改修後	撤　去
Ⓕ	フェンス基礎 立上り・笠木	改修前	防水モルタル金コテ	Ⓛ	プール・ シャワーユニット周り シーリング	改修前	撤　去
		改修後	高圧水洗浄			改修後	シーリング MS-2 20×10

立面図　1/100

柿原小学校プール改修工事		立面図	A2:1/100 A3:1/141
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡　島　　滋　憲	2026,7	A ── 05

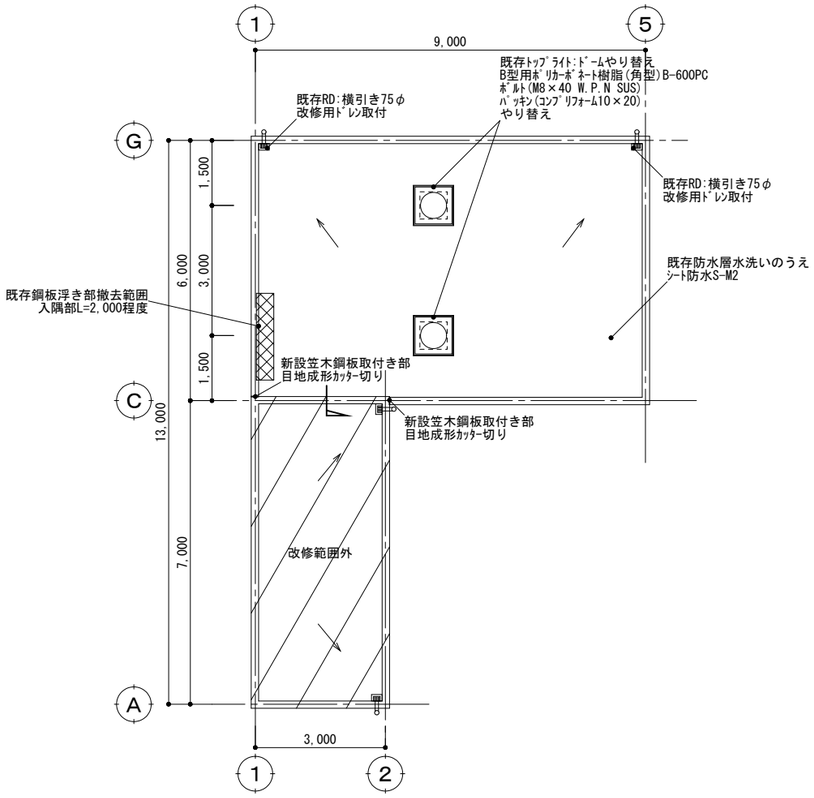

屋根伏図　1/100

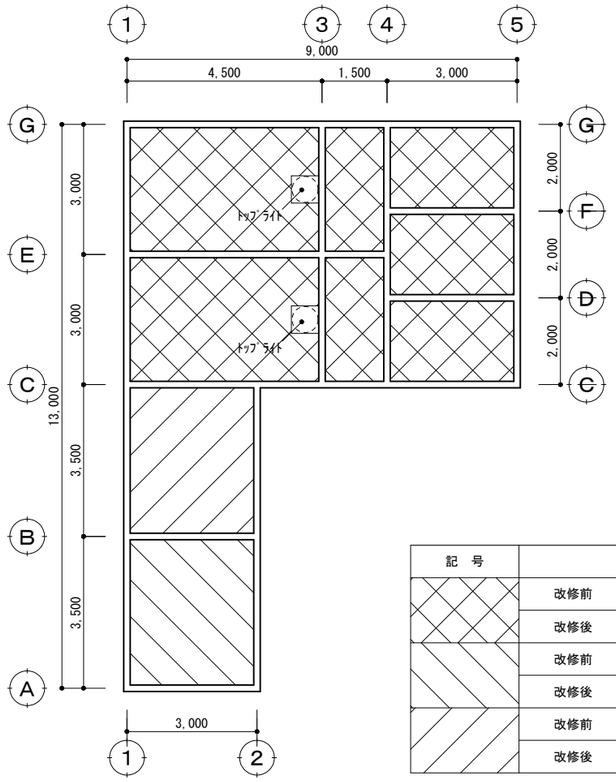

記　号		仕上げ
	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し吹付ﾀｲﾙ
	改修後	下地調整のうえ 複層塗材E
	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上
	改修後	既存のまま
	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上
	改修後	既存のまま

天井伏図　1/100

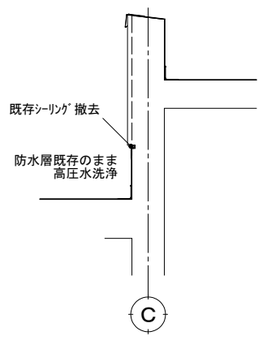

改修前　断面詳細図　1/30

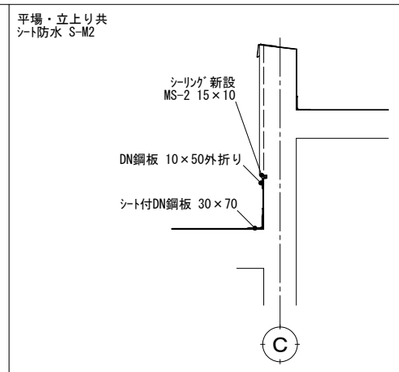

改修後　断面詳細図　1/30

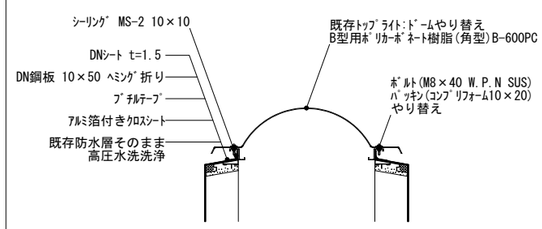

ﾄｯﾌﾟﾗｲﾄ周り詳細図　1/20

柿原小学校プール改修工事	屋根伏図・天井伏図・詳細図		A2:1/20・100 A3:1/28・141
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡島　滋憲	2026,07	A ── 06

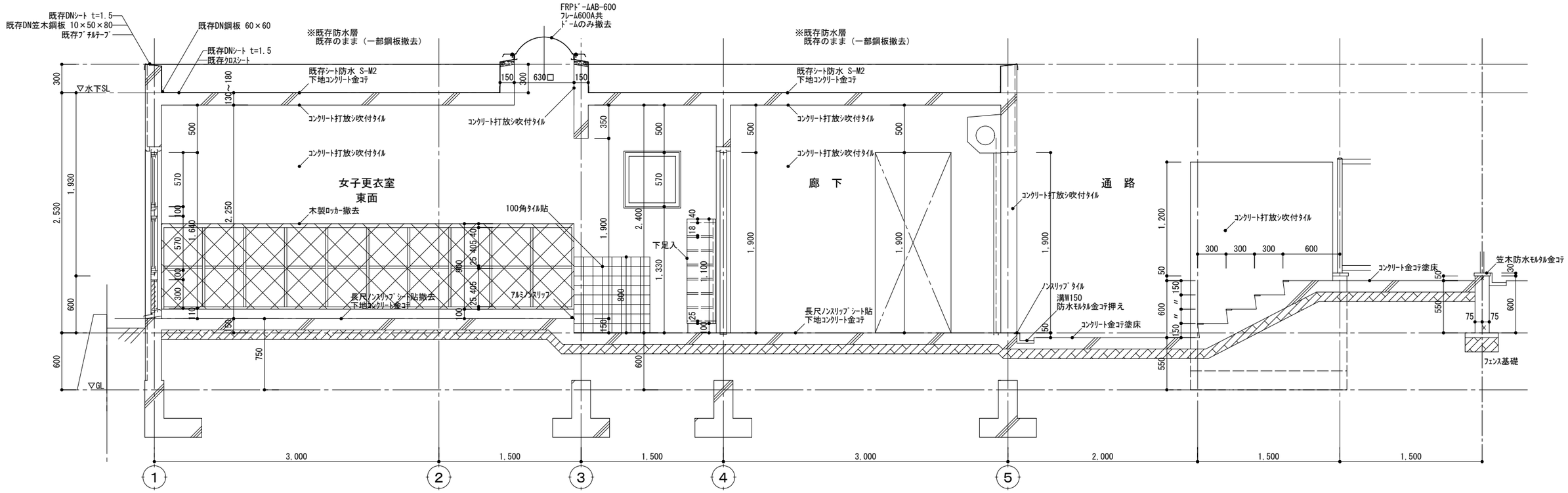

改修前　断面詳細図　1/30

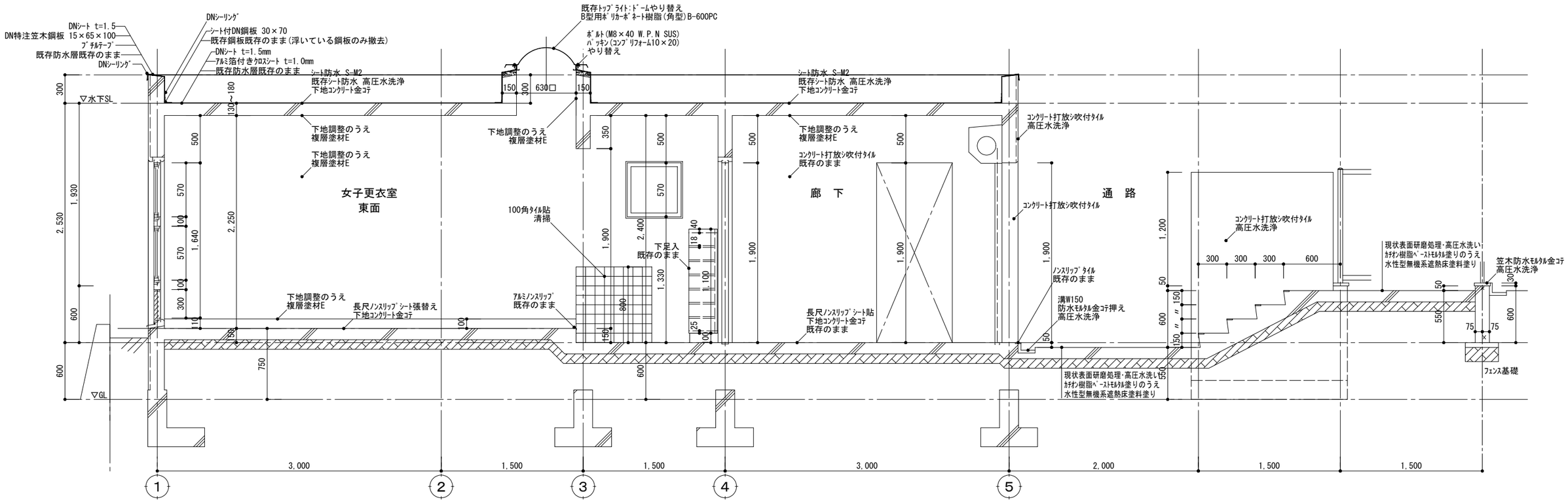

改修後　断面詳細図　1/30

柿原小学校プール改修工事	付属棟　断面詳細図		A2:1/30 A3:1/42
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡島　滋憲	2026,07	A ― 07

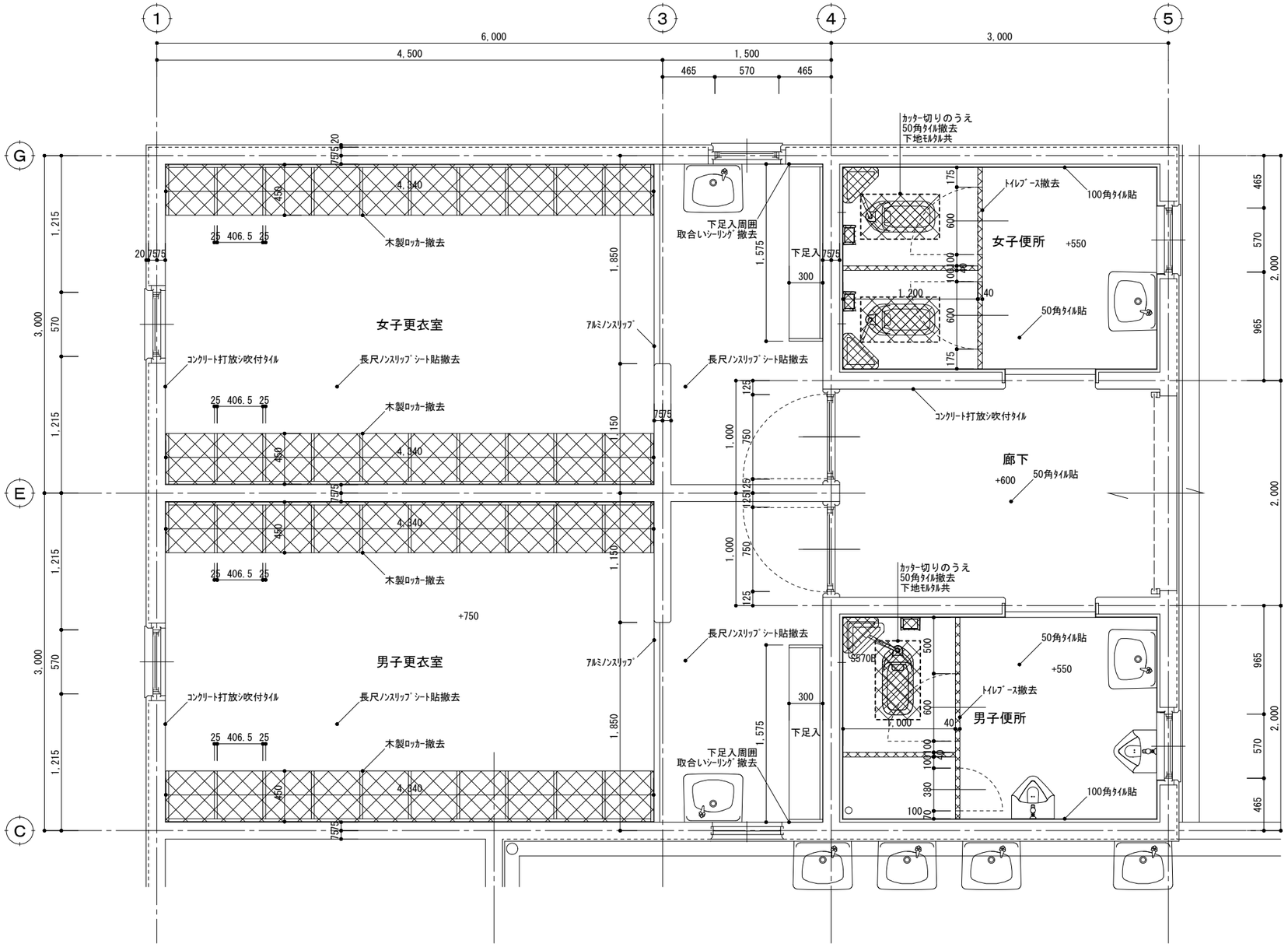

改修前平面詳細図　1/30

柿原小学校プール改修工事	改修前平面詳細図		A2:1/30 A3:1/42
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡島　滋憲	2026,7	A ── 08

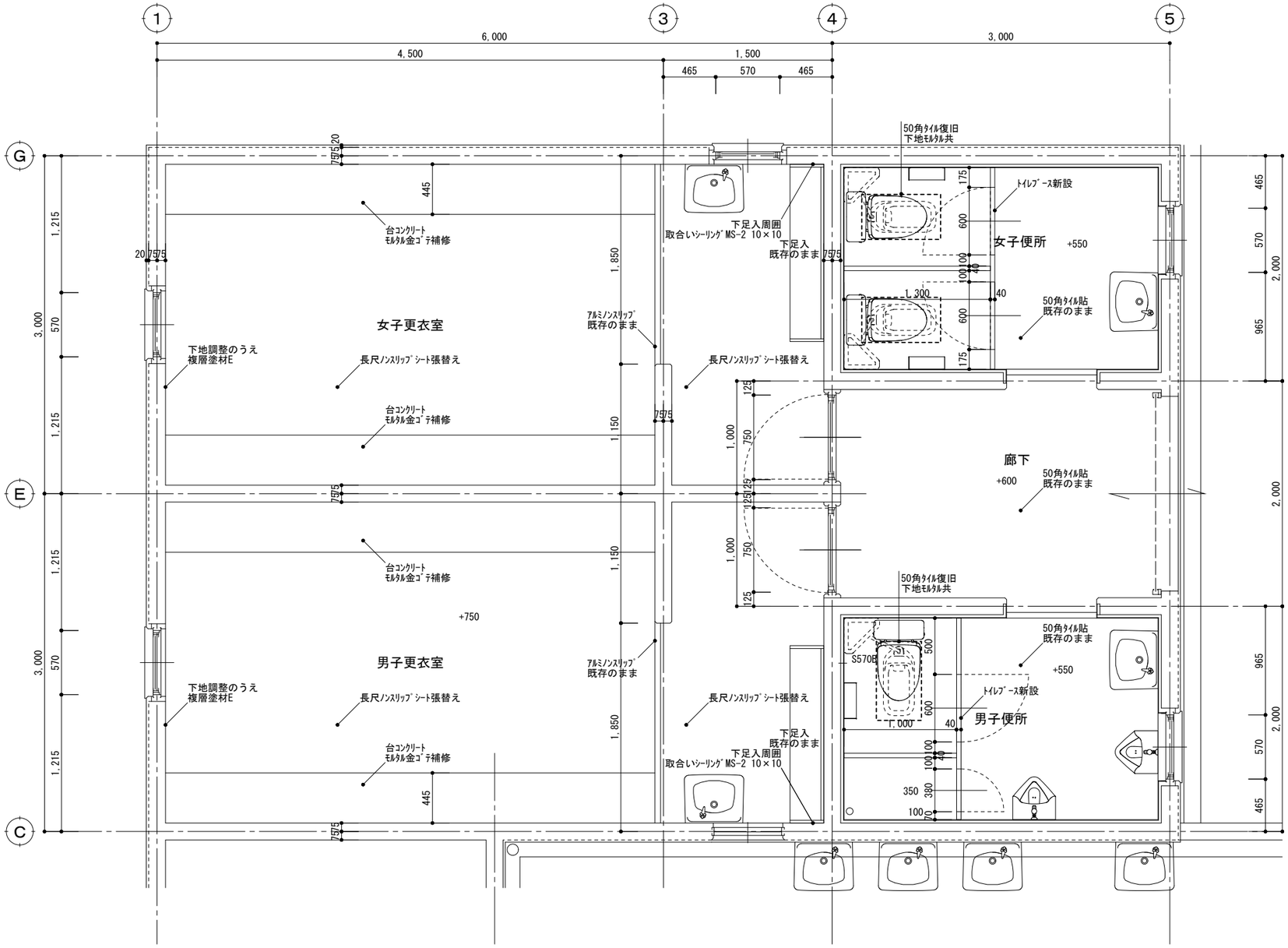

改修後平面詳細図　1/30

柿原小学校プール改修工事	改修後平面詳細図		A2:1/30 A3:1/42
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡島　滋憲	2026,7	A ── 09

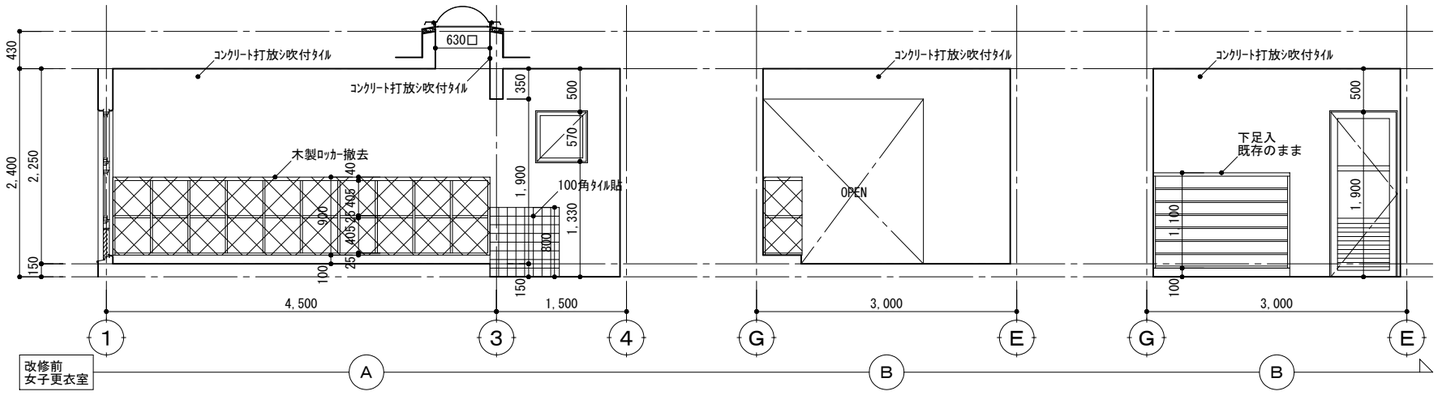

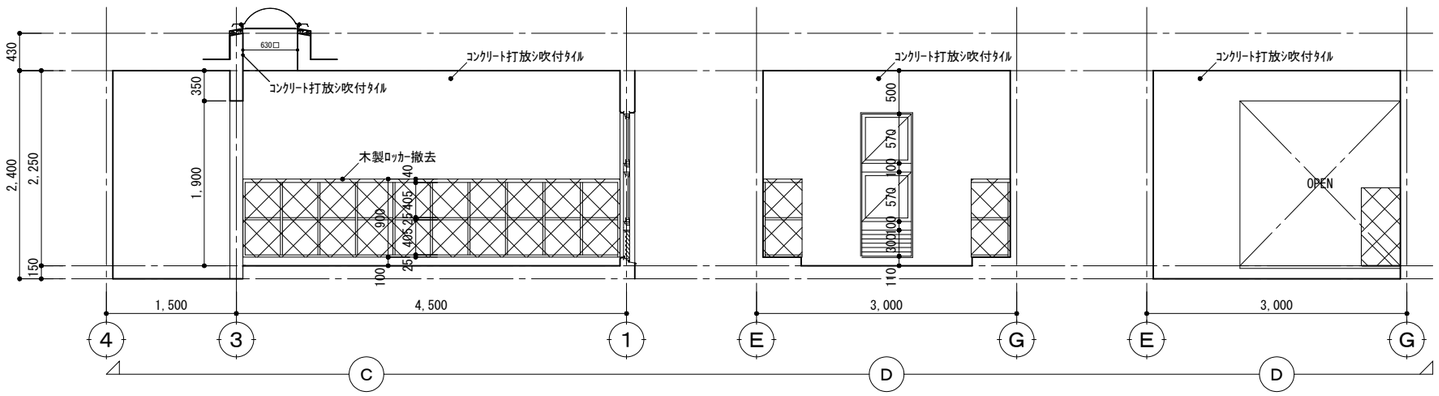

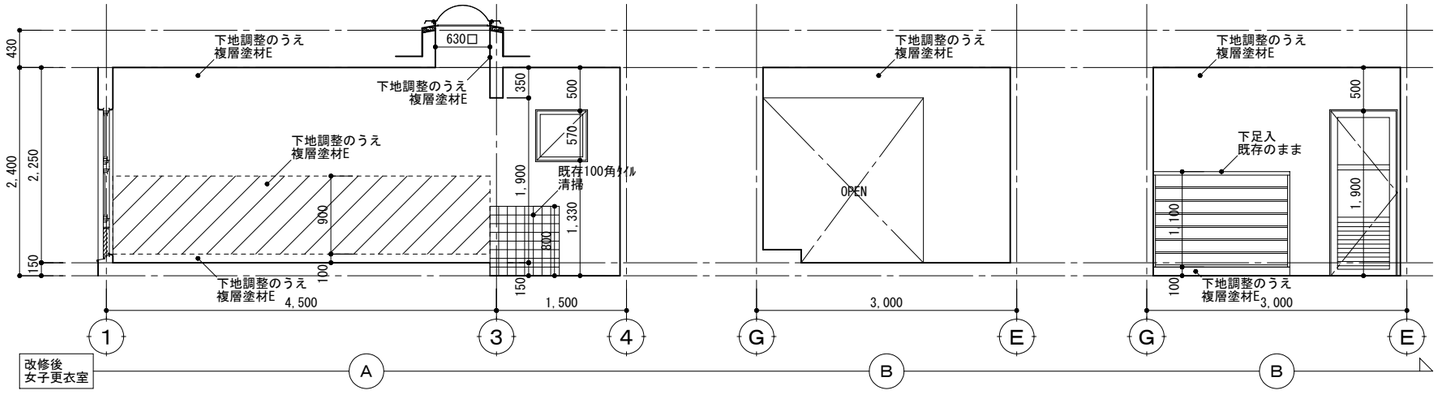

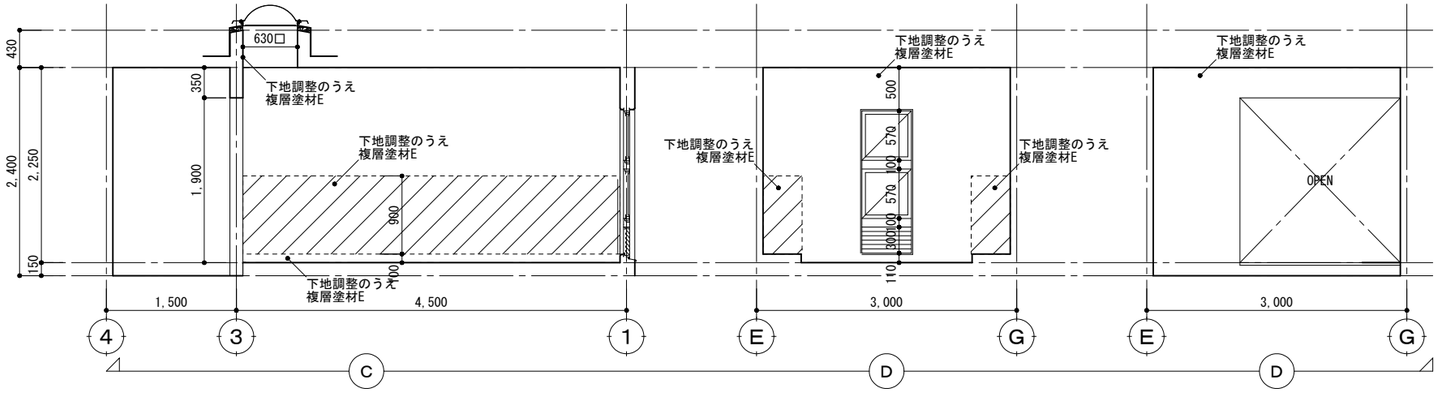

柿原小学校プール改修工事	展開図　女子更衣室		A2:1/50 A3:1/70
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡　島　　滋　憲	2026,7	A ── 10

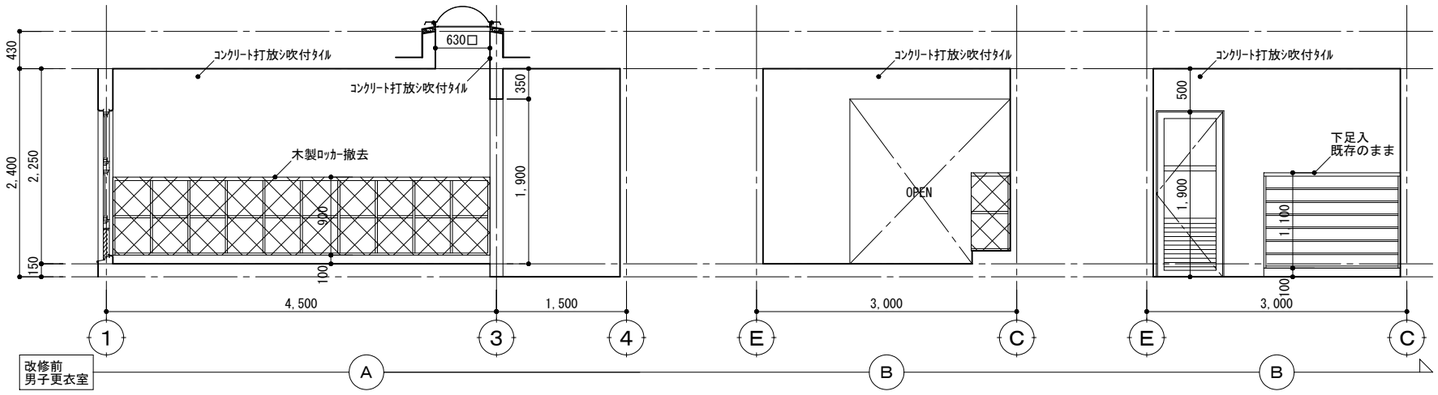

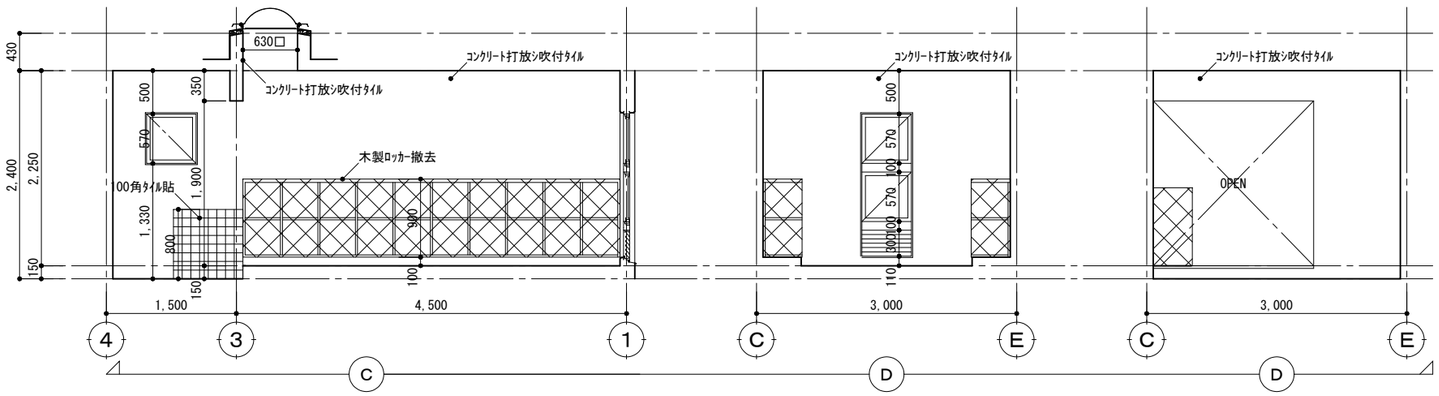

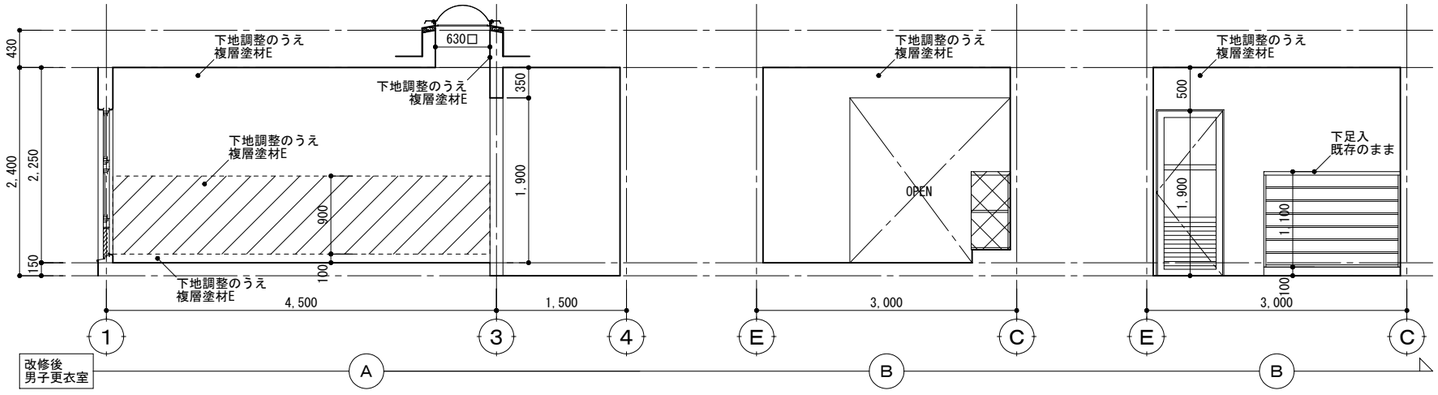

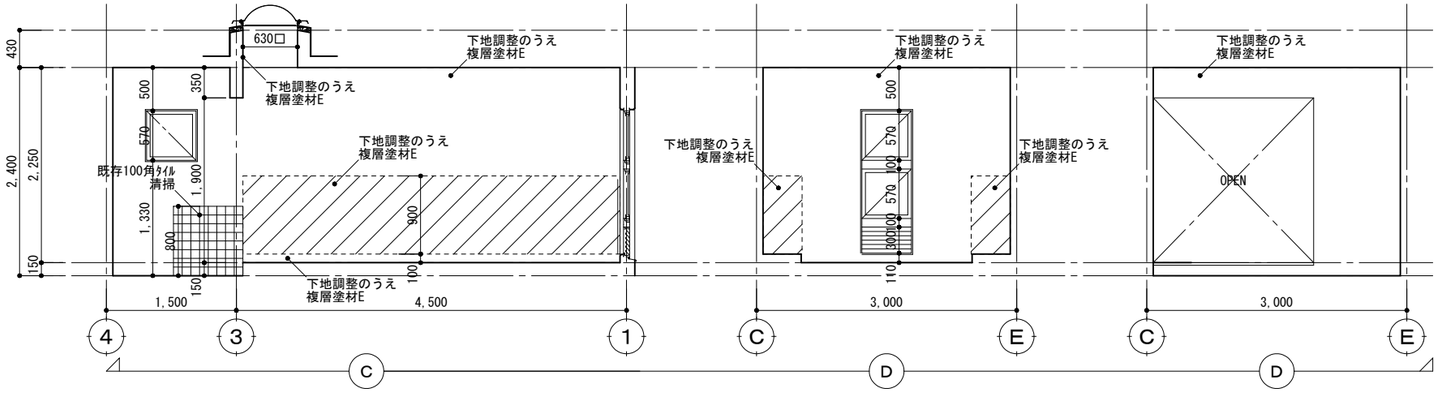

柿原小学校プール改修工事	展開図　男子更衣室		A2:1/50 A3:1/70
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡　島　　滋　憲	2026,7	A ── 11

符号	場所	名称	姿図	見込	数量	ガラス	仕上	付属金物	改修内容
1	男子・女子便所	AW	ｽﾐﾘ出ｼｱﾙﾐｻｯｼ+ｶﾞﾗﾘ	70	2ヶ処	型4mm	ｼﾙﾊﾞｰ	ｽﾐﾘ出し金物一式、ｱﾙﾐ水切 ｶﾞﾗﾘ部防虫網	既存のまま
2	男子・女子更衣室	AW	ｽﾐﾘ出ｼｱﾙﾐｻｯｼ	←	2ヶ処	←	←	ｽﾐﾘ出し金物一式、ｱﾙﾐ水切	既存のまま
3	←	AW	ｽﾐﾘ出ｼｱﾙﾐｻｯｼ+ｶﾞﾗﾘ	←	2ヶ処	←	←	ｽﾐﾘ出し金物一式、ｱﾙﾐ水切 ｶﾞﾗﾘ部防虫網	既存のまま
4	機械室・倉庫	AW	ｽﾐﾘ出ｼｱﾙﾐｻｯｼ+ｶﾞﾗﾘ	←	2ヶ処	←	←	←	既存のまま
5	男子・女子更衣室	AW	片開ｷｱﾙﾐ戸	←	2ヶ処	網入り型6.8mm	←	ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ錠、PH、戸当り 下枠SUS厚2.0加工、ｶﾞﾗﾘ部防虫網	既存のまま
1	廊下	SS	軽量手動ｱﾙﾐｼｬｯﾀｰ	—	1ヶ処	—	ｼﾙﾊﾞｰ	ｱﾙﾐｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ、ｱﾙﾐ水切、ｹｰｽ:溶融亜鉛ﾒｯｷ鋼板、施錠 沓摺:SUS厚2.0加工、SUS-L-30×30×3	既存のまま
2	機械室・倉庫	SS	←	—	2ヶ処	—	←	←	倉庫のみ 鍵本体交換

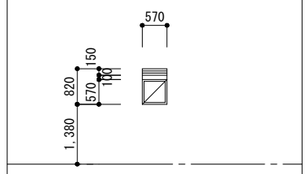

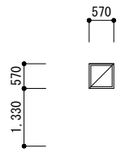

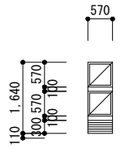

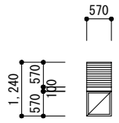

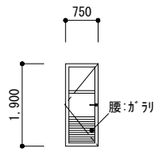

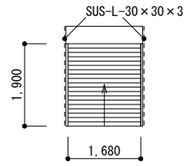

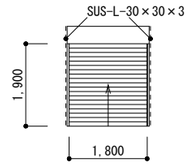

符号	場所	名称	姿図	見込	数量	ガラス	仕上	付属金物	改修内容
1	女子便所	TB	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	40	1ヶ処	—	表面材:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 芯　材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ	GH、内開ｷ錠、戸当り、SUS笠木、付属金物一式	撤去
1	←	TB	←	40	1ヶ処	—	表面材:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 芯　材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ	ｱﾙﾐﾏｰﾙｴｯｼﾞ，ｱﾙﾐ笠木，SUS脚金物，付属金物一式	新設
2	男子便所	TB	←	40	1ヶ処	—	表面材:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 芯　材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ	GH、外開ｷ錠、戸当り、SUS笠木、付属金物一式	撤去
2	←	TB	←	40	1ヶ処	—	表面材:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 芯　材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ	ｱﾙﾐﾏｰﾙｴｯｼﾞ，ｱﾙﾐ笠木，SUS脚金物，付属金物一式	新設

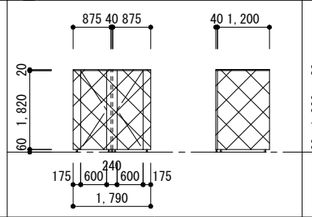

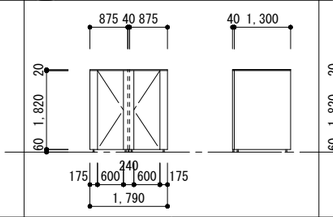

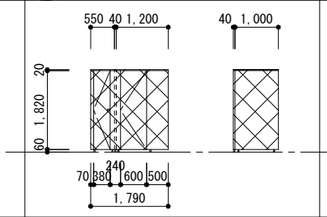

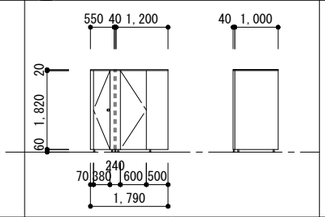

柿原小学校プール改修工事	建具表 A2:1/100 A3:1/141
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第87303号 岡島 滋憲
2026,7	A — 12

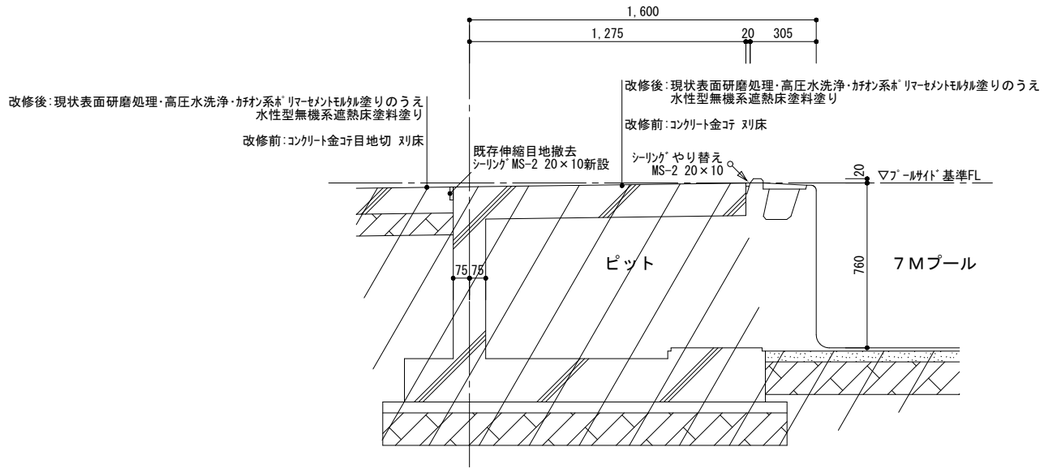

Ａ部断面詳細図（７Ｍプール） 1/20

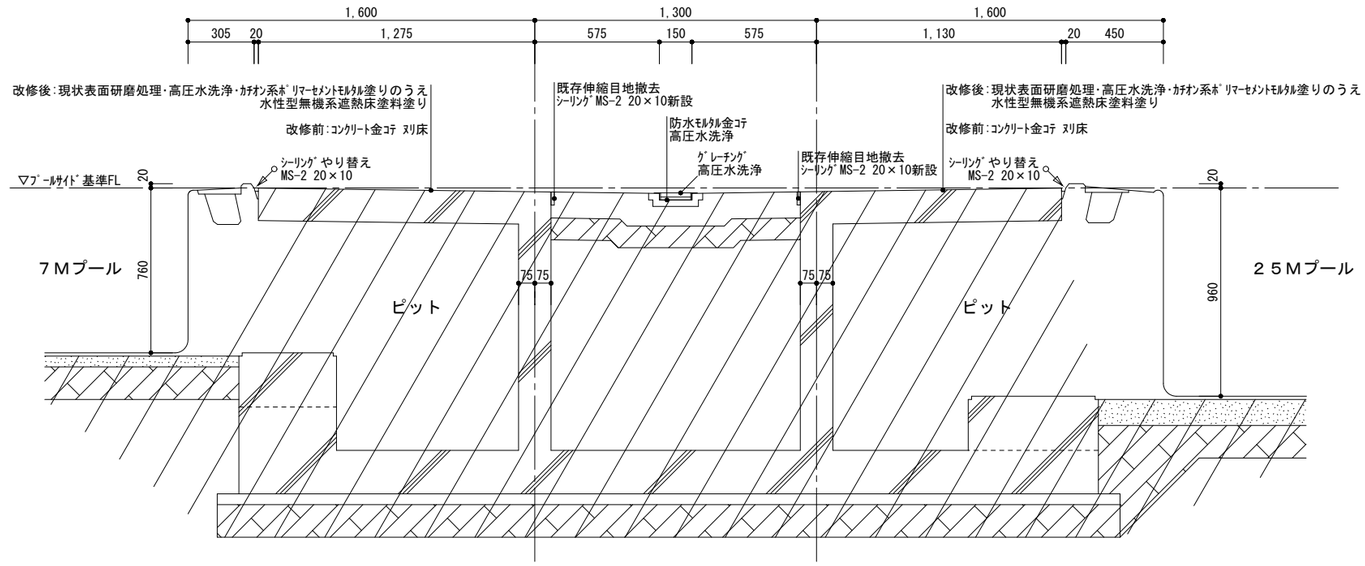

Ｂ部断面詳細図 1/20

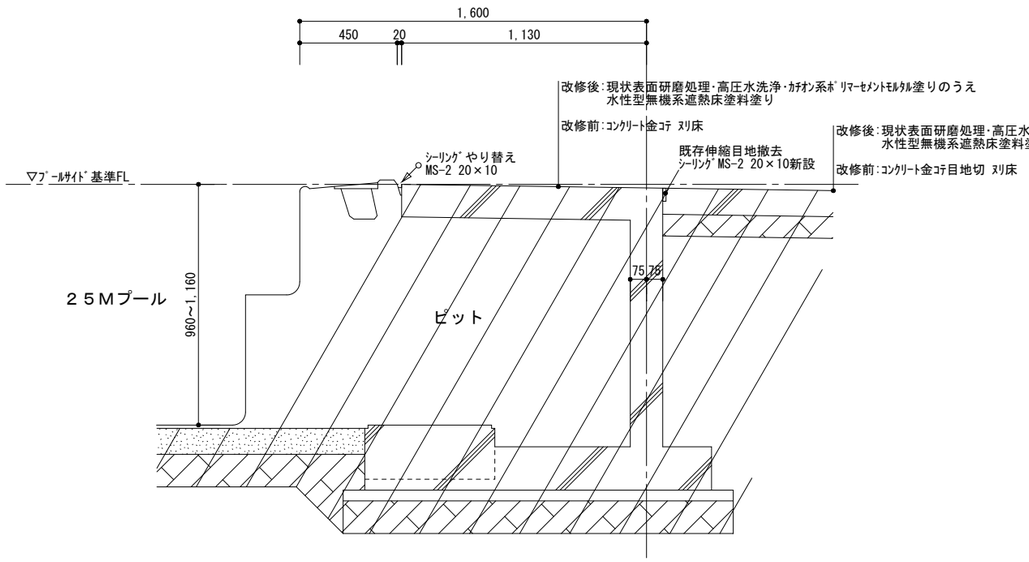

Ｃ部断面詳細図（２５Ｍプール） 1/20

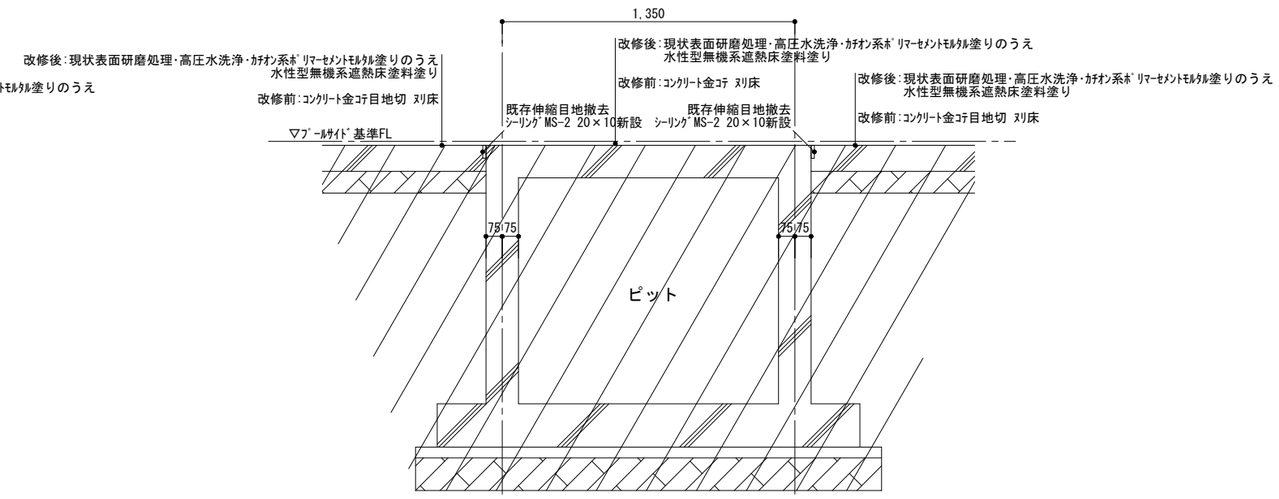

Ｄ部断面詳細図 1/20

柿原小学校プール改修工事	プールサイド断面詳細図１		A2:1/20 A3:1/28
株式会社 岡島建築事務所	１級建築士登録 第87303号 岡島 滋憲	2026,07	A ── 13

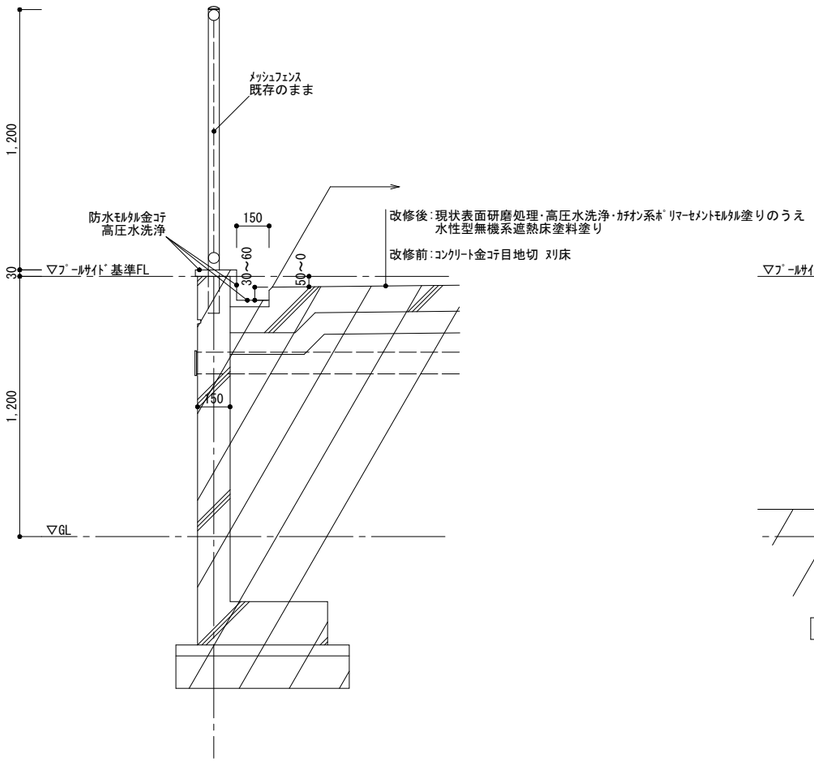

E部断面詳細図　1/20

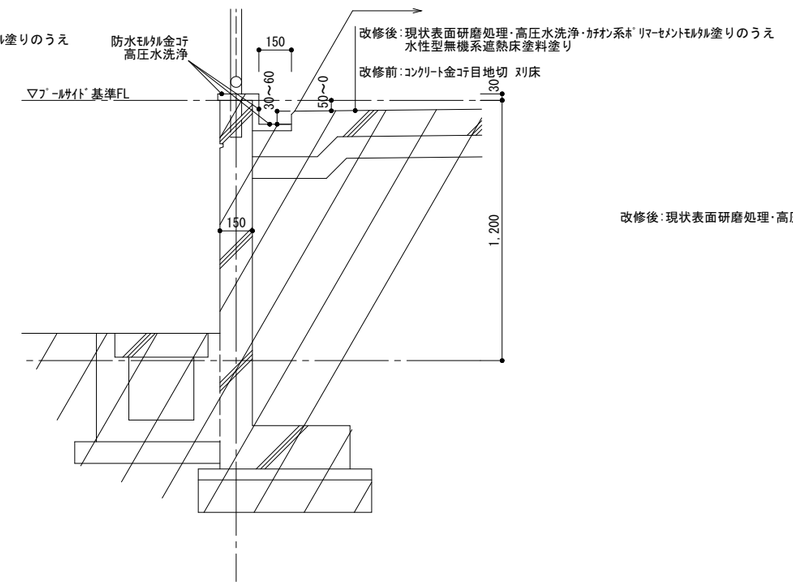

F部断面詳細図　1/20

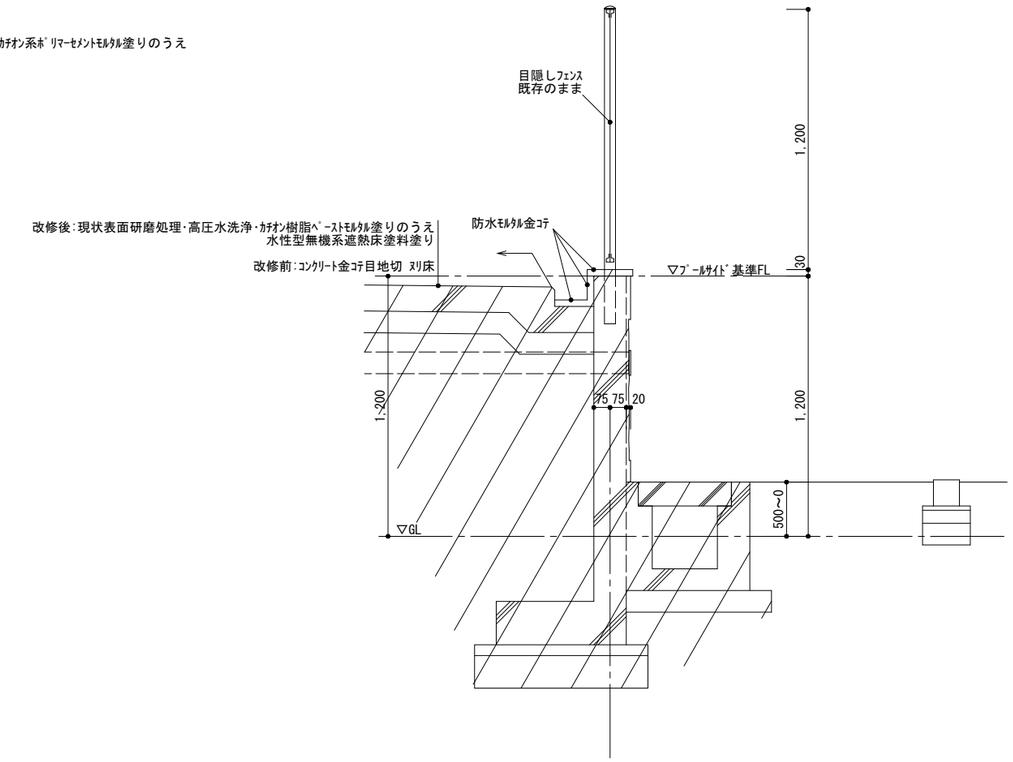

G部断面詳細図　1/20

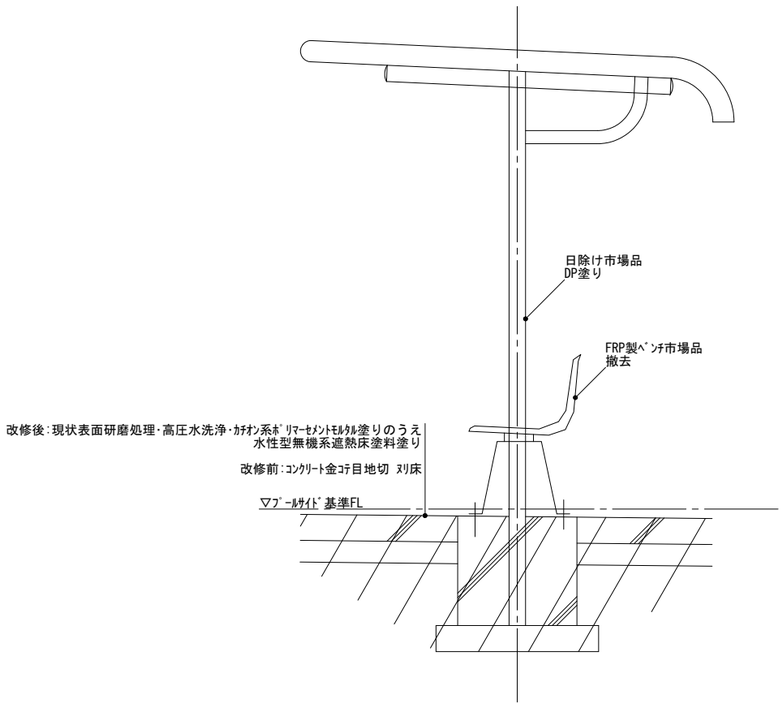

日除け断面詳細図　1/20

柿原小学校プール改修工事		プールサイド断面詳細図２	A2:1/20 A3:1/28
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡　島　　滋　憲	2026,07	A ── 14

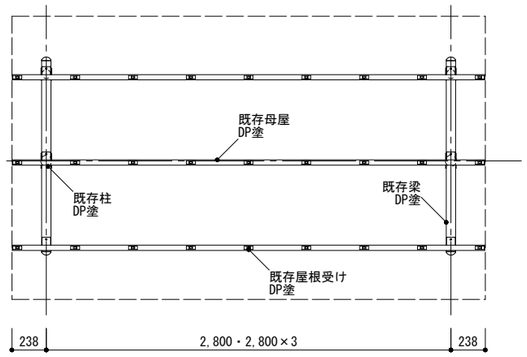

小屋伏図　1/30

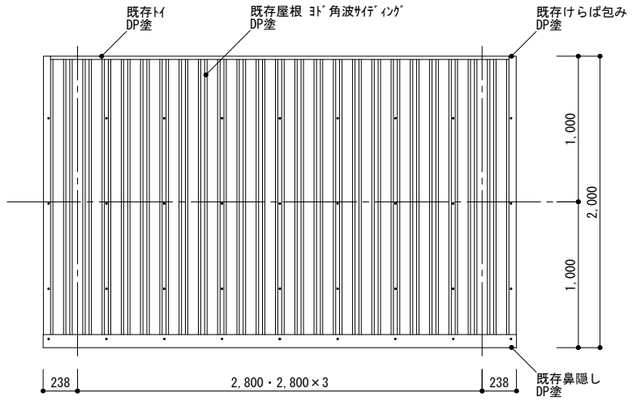

屋根伏図　1/30

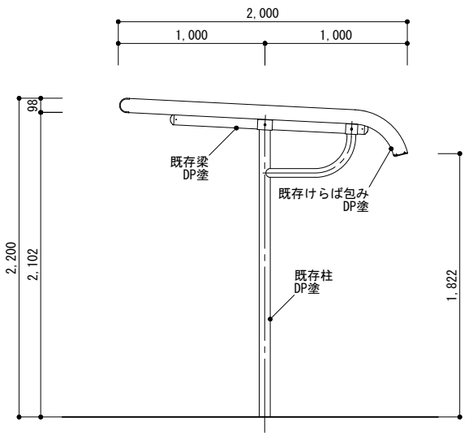

側面立面図　1/30

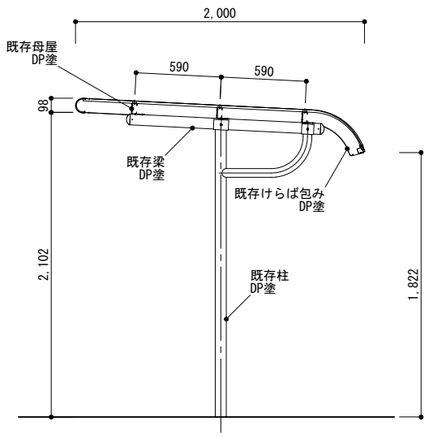

側面断面図　1/30

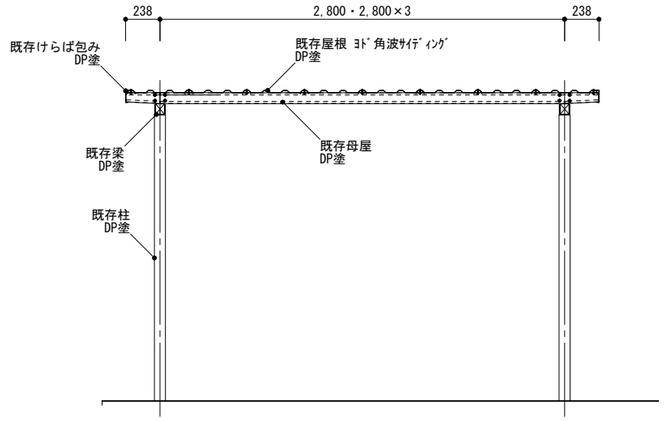

正面断面図　1/30

部材表

部材表	形　状	板　厚	使用材料	改修内容
柱	丸ﾊﾟｲﾌﾟ 76.3φ	3.2mm	JIS G3444　一般構造用炭素鋼管 STK400	DP塗
梁	⊓ −75×65	2.3mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	DP塗
母屋	⊂ −75×36	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	DP塗
屋根	角波サイディング 山高16mm	0.4mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板　CGLCC	DP塗
鼻隠し	⌒ −100×90	0.6mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板　CGLCC	DP塗
トイ	⌊ −55×46	0.6mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板　CGLCC	DP塗

柿原小学校プール改修工事	日除け詳細図	A2:1/30 A3:1/42	
株式会社　岡島建築事務所　1級建築士登録　第87303号　岡島　滋憲	2026,07	A ── 15	

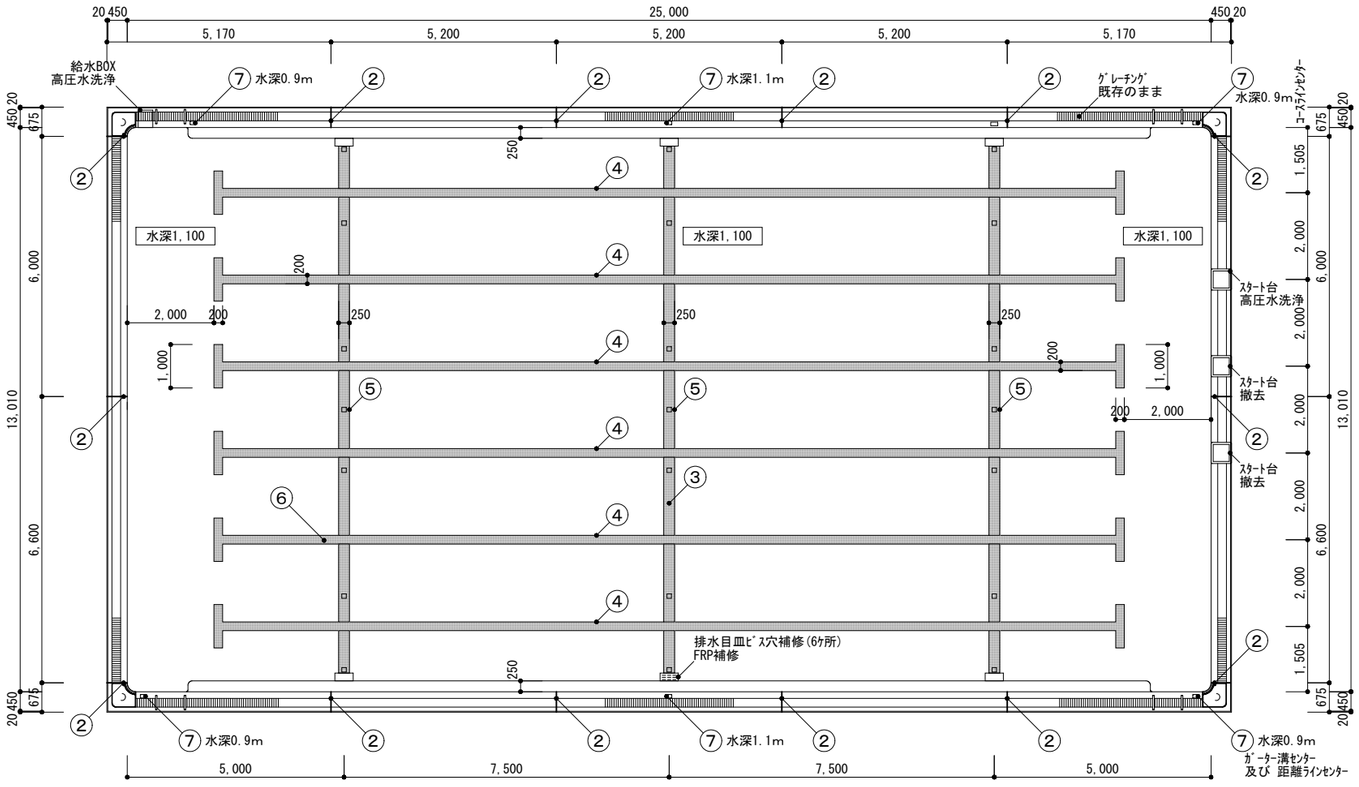

25Mﾌﾟｰﾙ平面図　1/100

ﾌﾟｰﾙ改修ﾘｽﾄ		25Mﾌﾟｰﾙ	7Mﾌﾟｰﾙ
①	壁面接合部FRP補強　FRP積層ｶﾗｰﾍﾞｰｽﾄ仕上(色:ﾊﾞﾛｽﾌﾞﾙｰ)	14か所	8か所
②	壁面接合部ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え ｼﾘｺﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ(色:ｱｲﾎﾞﾘｰ)	14か所	8か所
③	ｶﾞｰﾀｰ上部FRP補強(接合部内部補強含む)FRP積層ｶﾗｰﾍﾞｰｽﾄ仕上(色:ﾊﾞﾛｽﾌﾞﾙｰ)	13m	―
④	ﾚｰﾝﾗｲﾝ塗装(壁面ｸﾛｽﾏｰｸ含む) ｳﾚﾀﾝ塗装 色:紺色 2回塗り	6ﾚｰﾝ	―
⑤	距離ﾗｲﾝ(壁面ﾗｲﾝ含む) ｳﾚﾀﾝ塗装 色:赤色 2回塗り	3本	―
⑥	床板ｸﾗｯｸ補修 FRP補強 ｶﾗｰﾍﾞｰｽﾄ仕上	1か所	2m
⑦	水深表示ﾌﾟﾚｰﾄ取替え(水深1.1m･0.9m･0.7m)	6か所	4か所
	施工前FRPﾌﾟｰﾙ高圧水洗浄 ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ･ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ溝･給水ﾎﾞｯｸｽ･ｽﾀｰﾄ台共	467㎡	119㎡

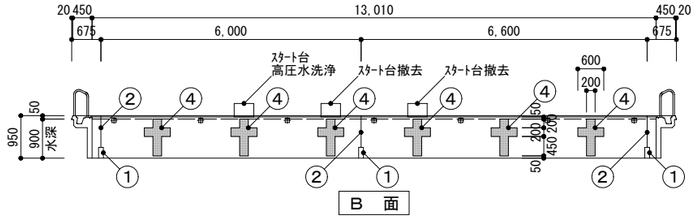

B　面

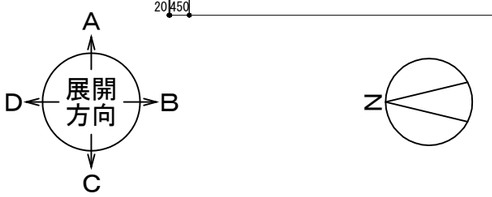

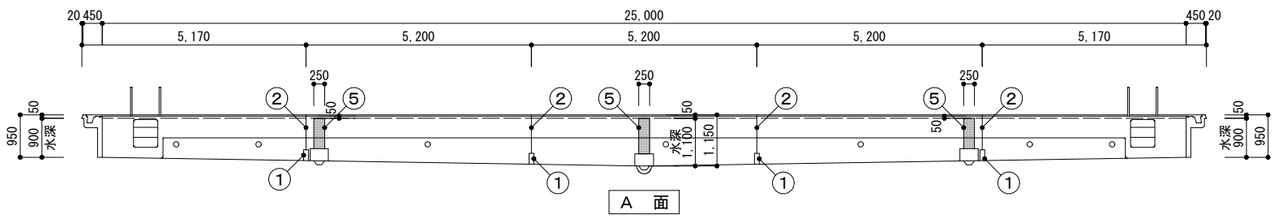

A　面

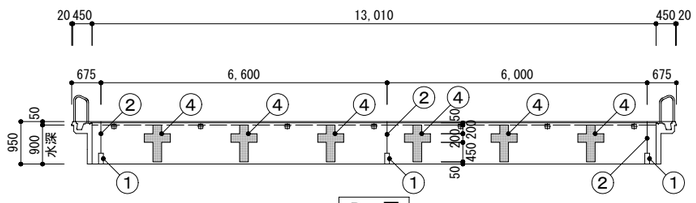

D　面

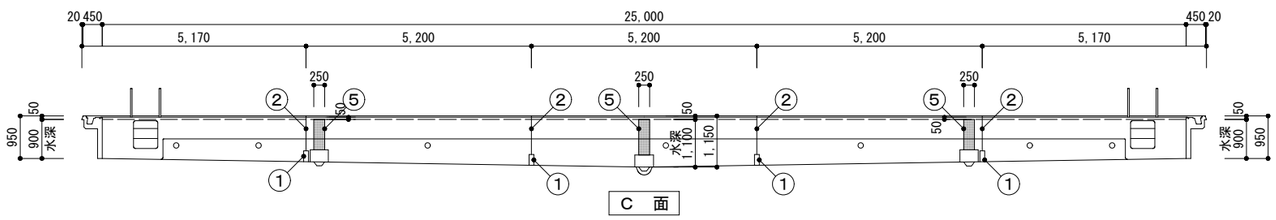

C　面

柿原小学校プール改修工事		２５Mプール平面図・展開図	A2:1/100 A3:1/141
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡　島　　滋　憲	2026,07	A ― 16

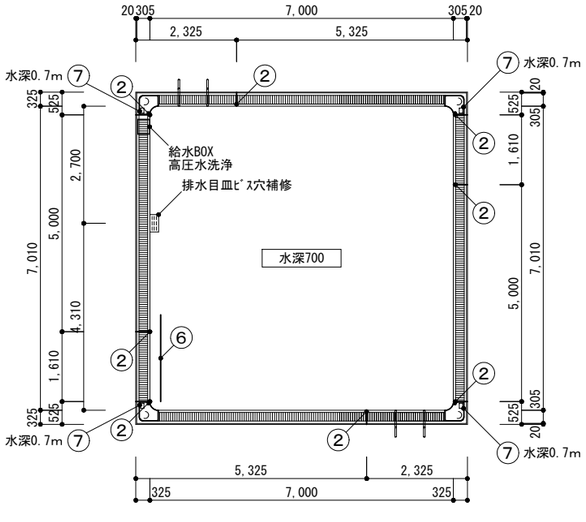

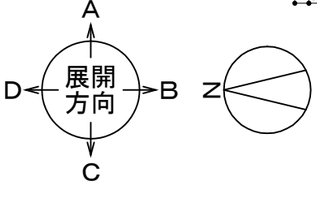

7Mﾌﾟｰﾙ平面図　1/100

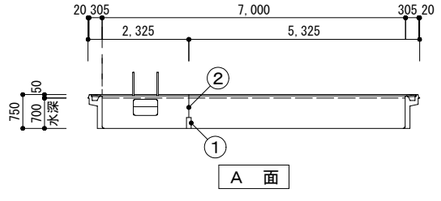

A　面

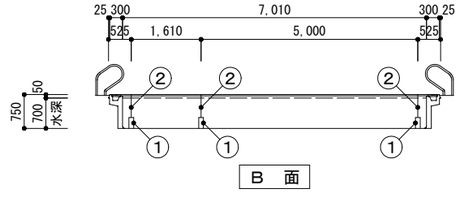

B　面

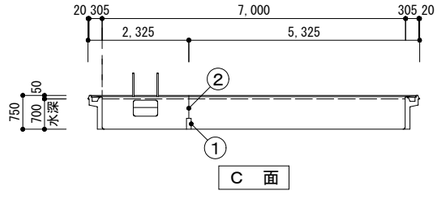

C　面

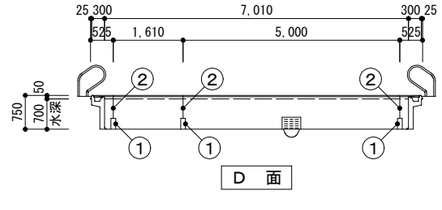

D　面

ﾌﾟｰﾙ改修ﾘｽﾄ		25Mﾌﾟｰﾙ	7Mﾌﾟｰﾙ
①	壁面接合部FRP補強　FRP積層ｶﾗｰﾍﾟｰｽﾄ仕上(色:ﾊﾟﾛｽﾌﾞﾙｰ)	14か所	8か所
②	壁面接合部ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え ｼﾘｺﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ(色:ｱｲﾎﾞﾘｰ)	14か所	8か所
③	ｶﾞｰﾀｰ上部FRP補強(接合部内部補強含む)FRP積層ｶﾗｰﾍﾟｰｽﾄ仕上(色:ﾊﾟﾛｽﾌﾞﾙｰ)	13m	—
④	ﾚｰﾝﾗｲﾝ塗装(壁面ｸﾛｽﾏｰｸ含む) ｳﾚﾀﾝ塗装 色:紺色 2回塗り	6ﾚｰﾝ	—
⑤	距離ﾗｲﾝ(壁面ﾗｲﾝ含む) ｳﾚﾀﾝ塗装 色:赤色 2回塗り	3本	—
⑥	床板ｸﾗｯｸ補修 FRP補強 ｶﾗｰﾍﾟｰｽﾄ仕上	1か所	2m
⑦	水深表示ﾌﾟﾚｰﾄ取替え(水深1.1m･0.9m･0.7m)	6か所	4か所
	施工前FRPﾌﾟｰﾙ高圧水洗浄 ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ･ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ溝･給水ﾎﾞｯｸｽ･ｽﾀｰﾄ台共	467㎡	119㎡

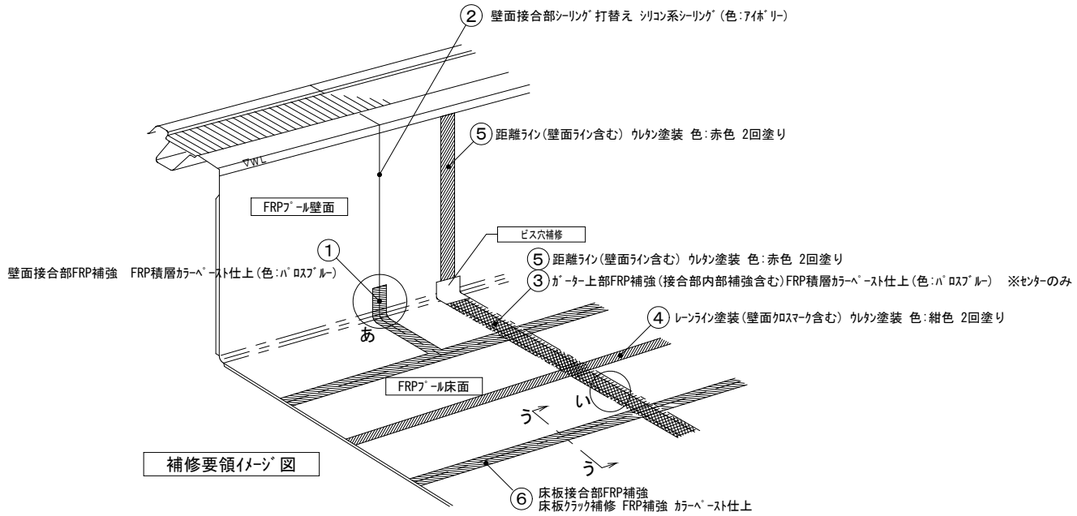

補修要領ｲﾒｰｼﾞ図

(あ部) 立面接合部　詳細図	(い部) ガーター部詳細図	(う-う断面) 床板接合部　詳細図

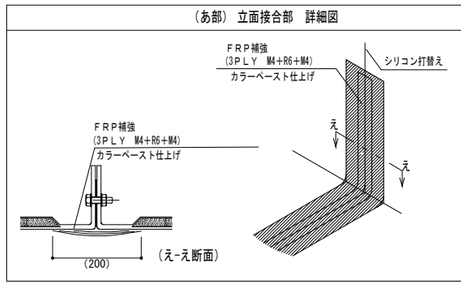

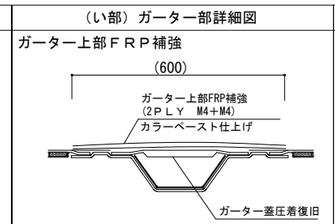

ガーターユニット上部補修

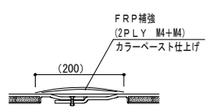

柿原小学校プール改修工事	7Mプール平面図・展開図 詳細図	A2:1/100 A3:1/141	
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡島　滋憲	2026,07	A — 17

電気設備工事　特記仕様書

I. 工事種目

種　　目	工　事　概　要
電灯設備	
撤去工事	

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和７年版)」(ただし，改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和７年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和７年版)」による．なお，本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は，それぞれの工事に係る標準仕様書による．また，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和７年版)」を参考とする．

III. 特記仕様1(一般共通事項)

1. 本工事に必要な工事用電力，水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む．
   官公署への他への届出手続等は標仕により行う．なお，監理指針を参考とする．
2. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し，監督員に提出する．また，品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し，監督員に提出する．品質計画及び施工図等については，監督員の承諾を受ける．
   品質管理は，適切な時期に品質計画に基づき確認，試験又は検査を行う．結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は，品質計画にしたがって適切な処理を施す．
   また，その原因を検討し，再発防止のための必要な処置をとる．
   使用する機材が，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図，試験成績書を含む）を監督員に提出する．（JISマーク等表示品を除く）
   上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること．
3. 設計図書に疑義が生じたり，現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは，「疑義に対する協議等」による．
4. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については，工事着手前に資格者名簿を提出する．
5. 本工事のうち建築工事，電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること．
6. 機器類は，図示する形状又は配管などの取出し位置等により，特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない．
7. 既存のコンクリート床，壁等の配管貫通部の穴開けは，原則としてダイヤモンドカッターによる．
   梁，スラブ等の構造体貫通の場合は，施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する．
8. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は，既成にならい補修する．
9. 発生材の処理等は，「発生材の処理等」により行う．
   (1) PCBを含む機器は，調書を添えて引き渡しとする．
   (2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき，作業や手続きを行う．家電リサイクル法に該当する機器については，家電リサイクル法により処理すること．
10. 耐震施工
   「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし，施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による．
   (1) 本工事の建物分類は(特定の施設 ・ 一般の施設)であり，地域係数は(1.0 ・ 0.9)とする．
   (2) 設計用水平地震力は，機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に，地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする．なお，特記なき場合の設計用水平震度は次による．

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階，屋上及び塔屋	機　　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機　　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機　　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6

   (注) 上層階の定義は次のとおりとする．
   2～6階の場合は最上階，7～9階の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階以上の場合は上層4階
   重要機器 （ ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機
   ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・ ＥＶＡラック ）
   (3) 設計用鉛直地震力は，設計水平地震力の1/2とし，水平地震力と同時に働くものとする．
   (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については，機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし，特に計算を行わなくともよい．
11. 各種荷重計算
   対象機材 （ ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ ）
12. 強度計算
   対象機材 （ ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材
   ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・ ）
13. コンクリート工事
   受変電盤基礎 （ ・ 強度試験（ ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出
   ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
   ※強度試験の立会いについて，試験を第３者機関で行う場合は，現場代理人又は主任(監理)技術者が，JIS工場の場合は，立ち会い者を定め監督員の承認を受け，行うものとする．

IV. 特記仕様2(特記事項)

1. 最上階の天井配管は，原則二重天井内のいんぺい施工とし，屋上スラブへの埋め込みは行わない．(最上階が二重天井の場合に限る．)
2. 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する．
3. フラッシュプレートの材質は新金属製とする．
4. カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う．なお，屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする．
5. 盤内，幹線プルボックス内，ケーブルラック上の要所，マンホール・ハンドホール内，その他の要所には合成樹脂製，ファイバ製等の表示札等を取付け，回路の種別，行先等を表示する．
   なお，屋外において直接外気に触れる場所(盤内，プルボックス内を除く．)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする．
6. 屋外の金属製防水形プルボックスは，（ ステンレス製 ・ 鋼板製 ）とし，（ メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製
   ・ 塗装を行わない ）とする．
7. スリーブ材料及び施工は，標仕，標準図，監理指針 による．
8. 分電盤，制御盤，端子盤などの2次側以降の配線で，配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい．
9. 分電盤からの予備配管として，分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる．
10. E_2接地極の材料はEBとしD=10，L=1,500とする．
   本工事は接地極の埋設深さは300程度とし、位置には埋設標は設けなくてもよい
11. PF管は波付ー重管，タイプ-25とする．
12. 屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
13. あと施工アンカーボルトの選定については，次による．
   (1) 機器類の固定には，金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し，次の機器については，施工後確認試験を行う．（ ・ 受変電設備 ・自家発電装置 ・太陽光発電設備（蓄電池を含む） ・配電盤及びラック ）
   (2) 配管の吊り及び支持材の固定には，その自重に十分耐えうるアンカーを使用する．なお，耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする．
   (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする．
14. 次の部分の露出する電線管，支持金物，架台等は塗装を行う．
   （ ・ 一般居室，廊下等 ・ ）
   亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする．
   屋内，屋外及びピット内の支持金物等のうち，ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは，原則塗装を行わない．
   屋外布設の厚鋼電線管は，めっき付着量が300g/m²のものを使用し，塗装不要とする．
15. 地中管路の埋設深さは車両道路は 0.6m以上，それ以外は 0.3m以上とし，高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う．
16. 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は，地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること．
17. 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は，工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する．
18. 分電盤等において，外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は，分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける．なお，単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい．
19. 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は，増締確認の表示を行う．
20. ケーブルを集合して束ねる場合は，許容電流について必要な補正を行い，配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる．
21. 機材の検査に伴う試験については，標仕により行う．
   製造者において試験方法を定めている項目については，試験要領書を提出する．
22. 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う．
23. 自家用電気工作物の保安規程に基づき，電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し，成績書を提出する．

V. 機材等

1. 本工事に使用する材料・機材等は，設計図書に定める品質及び性能を有するもの，又は同等のものとする．ただし，同等のものを使用する場合は，あらかじめ監督員の承諾を受ける．
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし，証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける．
   (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること．
   (2) 法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること．
   (3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること．

品　　目	機　材　名　・　注　記
LED照明器具	一般屋内用，一般屋外用．
盤類	
高圧機器	
蓄電池	
交流無停電電源装置	
太陽光発電装置	
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鋳鉄製ふた(マンホールふた)	

照 明 器 具 姿 図

A	ＬＥＤライト　直付型　W150
	LSS9MP/RP4-22
直付 XLW423AENZ LE9　相当	

一般タイプ、２５００ｌｍタイプ
消費電力１６．３Ｗ、定格出力型、電圧１００～２４２Ｖ
本体：ステンレス（高反射白色粉体塗装）
防湿型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート（乳白）＋アクリルコーティング
光源寿命４００００時間（光束維持率８５％）
ＩＰ２３防湿型、昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３
電源装置はライトバー側に内蔵

注記）
図示する照明器具の品番は参考に Panasonic にて示すもので、同等品相当とする．
図示する照明器具の消費電力は JIS C 8105-3 の測定方法による．

注記）
図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す．

柿原小学校プール改修工事		電気設備工事　特記仕様書		NON
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号　岡　島　滋　憲	2026,07	E ── 01	

女子更衣室	
FL 40W×1(露出)	3
FW41013 PCB使用無し	

女子便所	
FL 40W×1(露出)	1
FW41013 PCB使用無し	

男子更衣室	
FL 40W×1(露出)	3
FW41013 PCB使用無し	

廊　下	
FL 40W×1(露出)	1
FW41013 PCB使用無し	

男子便所	
FL 40W×1(露出)	1
FW41013 PCB使用無し	

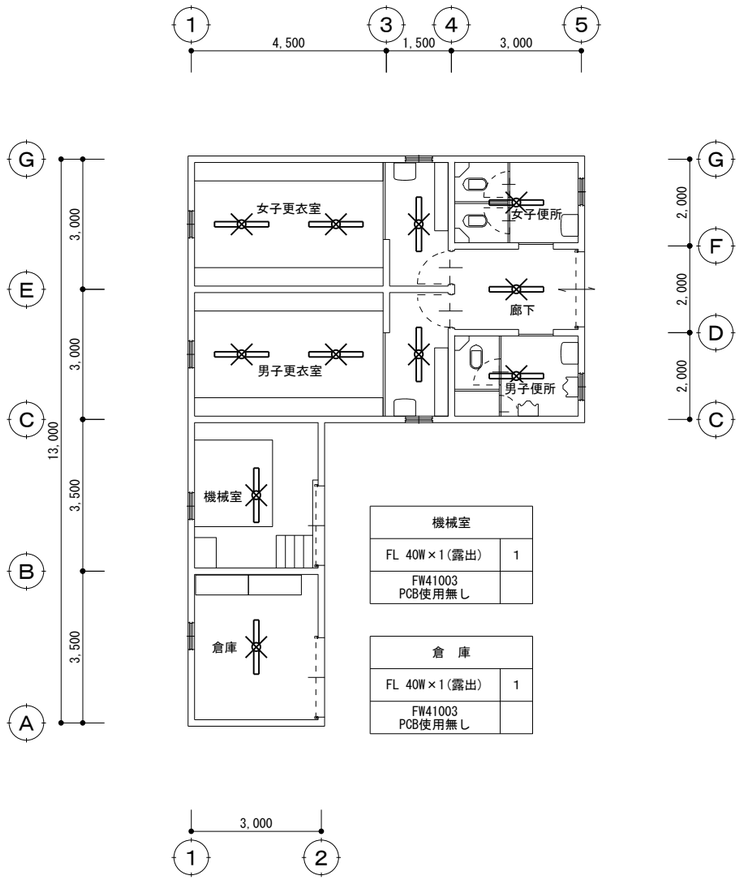

機械室	
FL 40W×1(露出)	1
FW41003 PCB使用無し	

倉　庫	
FL 40W×1(露出)	1
FW41003 PCB使用無し	

【 現 況 図 】

平面図　1/100

注記)
図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す.

現　況　図 → 改　修　図

女子更衣室	
LSS9MP/RP-4-22 LN	3

女子便所	
LSS9MP/RP-4-22 LN	1

男子更衣室	
LSS9MP/RP-4-22 LN	3

廊　下	
LSS9MP/RP-4-22 LN	1

男子便所	
LSS9MP/RP-4-22 LN	1

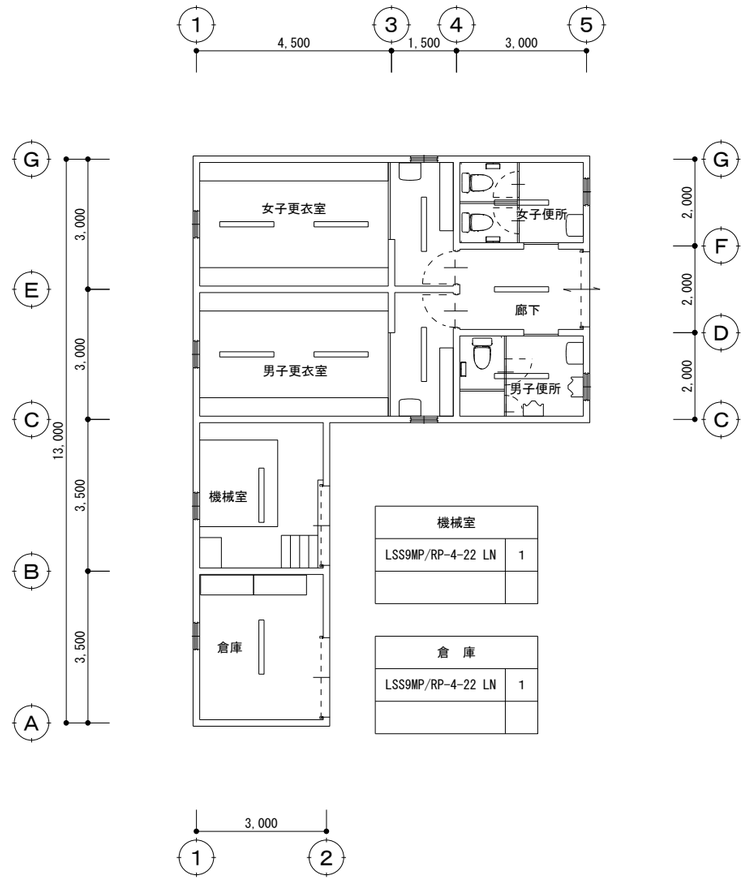

機械室	
LSS9MP/RP-4-22 LN	1

倉　庫	
LSS9MP/RP-4-22 LN	1

【 改 修 図 】

平面図　1/100

柿原小学校プール改修工事	電気設備　平面図	A2:1/100 A3:1/141
株式会社　岡島建築事務所　1級建築士登録　第87303号　岡　島　滋　憲	2026,07	E ── 02

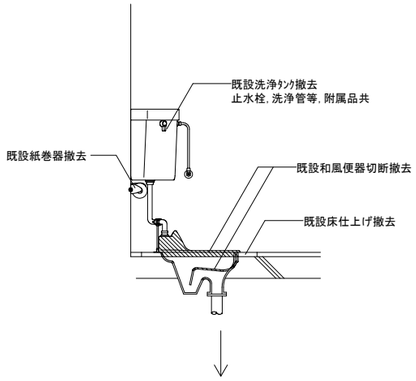

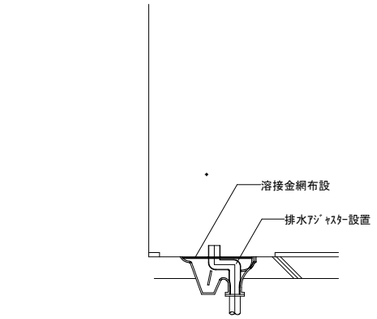

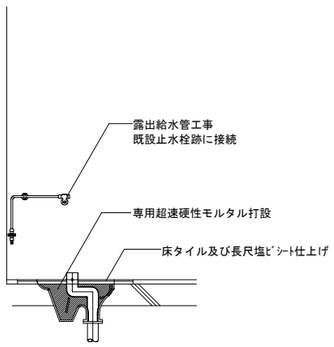

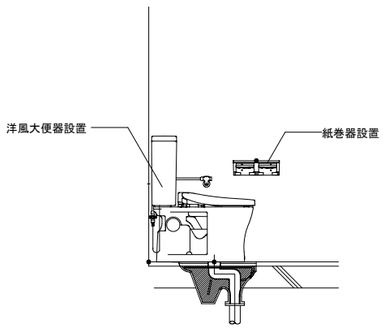

和洋リモデル工法（メーカー標準工法・参考工程）
※メーカー責任施工とする
メーカー：ＴＯＴＯ、ＬＩＸＩＬとする

養　　生

↓

和風便器カット（専用カッター使用のこと）
便器周囲仕上げ撤去（≒800×500程度）

洗浄弁、洗浄タンク
紙巻器撤去

↓

排水アジャスター取付け

↓

溶接金網布設

↓

超速硬モルタル打設

↓

モルタル養生

↓

床仕上貼り及び養生

↓

給水工事

↓

洋風大便器据付け

↓ 試験調整
洗浄テスト

紙巻器取付け（位置変更）

↓

整理・清掃

衛　生　器　具　表

名　称	参考品番（TOTO）	付　属　品　及　び　仕　様	電源 φ	電源 V	電源 W	数量	設置場所 女子便所	設置場所 男子便所	設置場所
洋風大便器	CS597BMS	SH596BAYR(ﾀﾝｸ)、TC301(普通便座)、YH702(棚付二連紙巻器)	—	—	—	3	2	1	
和風便器洋風化工事		和洋ﾘﾓﾃﾞﾙ工法(要領図参照)	—	—	—	3	2	1	
名　称	**参考品番（LIXIL）**	**付　属　品　及　び　仕　様**	**電源 φ**	**電源 V**	**電源 W**				
洋風大便器	BC-P20HU	DT-PA250HUCH(ﾀﾝｸ)、CF-49AT(普通便座)、CF-63HS(棚付二連紙巻器)	—	—	—	3	2	1	
和風便器洋風化工事		和洋改修工法	—	—	—	3	2	1	

柿原小学校プール改修工事	ﾘﾓﾃﾞﾙ工法要領図・器具表		A2:1/Non A3:1/Non
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡　島　　滋　憲	2026,07	P — 01

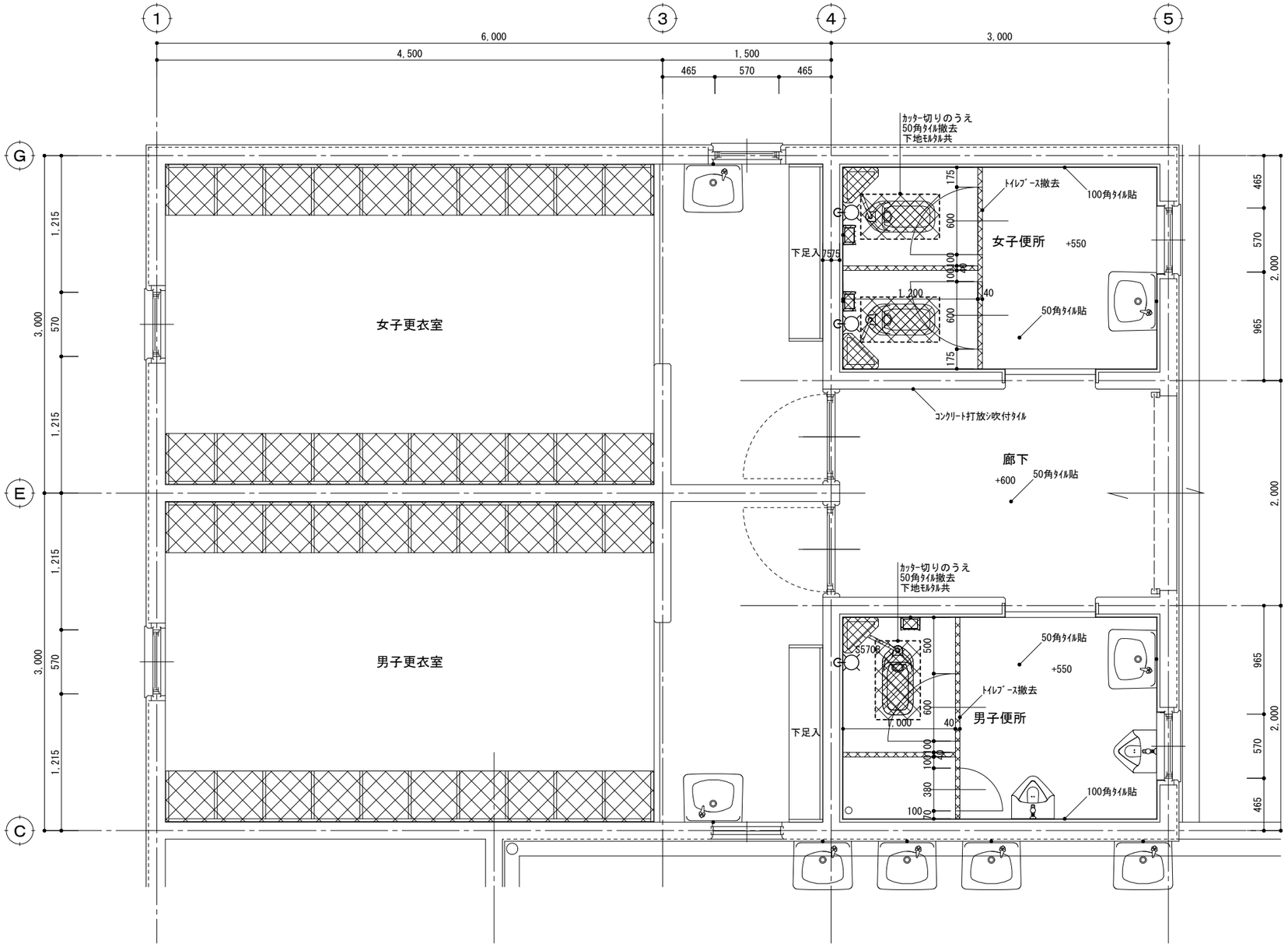

改修前平面詳細図　1/30

[撤去衛生器具]

女子便所	
和風大便器(タンク) 和洋リモデル工法	2
紙巻器	2

男子便所	
和風大便器(タンク) 和洋リモデル工法	1
紙巻器	1

柿原小学校プール改修工事		改修前平面詳細図	A2:1/30 A3:1/42
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡　島　　滋　憲	2026,7	P ── 02

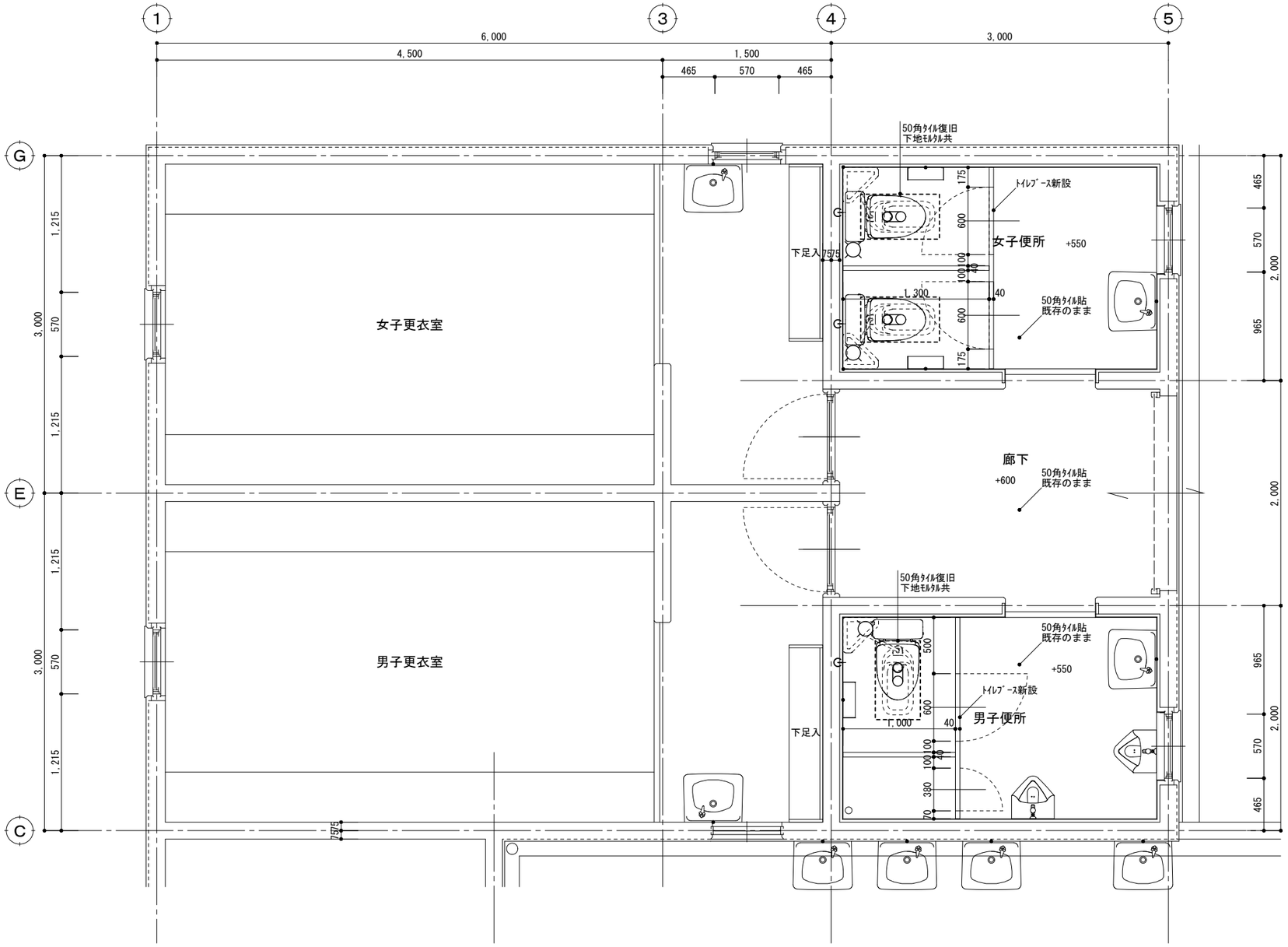

改修後平面詳細図　1/30

[新設衛生器具]

女子便所	
洋風大便器(タンク)	2
棚付二連紙巻器	2
※取付金物撤去跡ｼｰﾘﾝｸﾞ補修	

男子便所	
和風大便器(タンク)	1
棚付二連紙巻器	1
※取付金物撤去跡ｼｰﾘﾝｸﾞ補修	

柿原小学校プール改修工事	改修後平面詳細図		A2:1/30 A3:1/42
株式会社　岡島建築事務所	1級建築士登録　第87303号 岡島　滋憲	2026,7	P ── 03